

ハンセン病事実検証調査事業 第8回検証会議

03.3.27(木)

【金平座長】 それでは、3時になりましたので始めたいと思います。19日に続いて皆様方、大変お忙しい中、たびたびありがとうございます。

前回、お話しいたしましたように、検討会の皆様方が相当ご努力くださりまして、とにかく今年度に研究なさったところを少しおまとめいただいておりますので、それを個人の研究のほかに私どもが当面、この今年度の報告書をつくるということでこのところを作業しております、その報告書をきょうは案として、とにかくまとめております。したがって、きょうはこれを検証会議の皆様方と一緒に諮りいたしますので、ひとつこれについてのご意見を賜りたいと思います。

きょう、検討会でご意見をいただいたものを、そのご意見をさらにここに組み込めるものは組み込みたいと思っております。その後はちょっと、もう1回開くというわけにはいきませんので、来月に入りまして10日が一応、10日というのはどこから決まったんですか。

【鮎京委員】 もともと厚労省との契約でそんな……。

【金平座長】 厚労省との契約の中で、今年度の方は直近のということで4月10日ということに決まっているようでございますので、そのときに提出しなくてはなりません。もう1回申しますけれども、きょうここにあります報告書の案に基づきましてご審議いただいて、ご意見をいただき、10日にはそれを提出したいと考えております。

それでは、まずこの報告書の「2002年度 ハンセン病問題検証会議検討経過報告書」となっておりますけれども、これをまとめております、これにつきまして事務局にかわりまして鮎京委員のほうからご説明をお願いいたします。

【鮎京委員】 きょうは検討会委員長の井上委員がほんとうはいらしていただくと一番よかったです、ご都合が悪いということでしたので、かわってご説明をさせていただきます。

お手元にあります「2002年度 ハンセン病問題検証会議検討経過報告書」、こういうような体裁になるということでございます。1ページめくりますと、目次というのがあります、こういう項目建てでまとめようという計画になっております。一番最初に座長

から「経過報告書の作成にあたって」というようなテーマで文章をいただくことになっております。それから、その後、「はじめに」の後は組織体制の確立、14年度の活動等について説明をしていくということになってきます。

そのこの座長の文章のその後に入ってくるのが、別の紙になっていますA4で4枚になっているこの「ハンセン病問題検証会議検討経過報告書（案）」と書いてあるこの文章でございます。お手元に4枚組みがありますね。これは検討会委員長の井上先生のほうでたたき台をつくっていただいて、この案が出ておりますので、この文章を見ていただきまして、こういうスタンスで説明をするということによろしいかどうかということですね。この文章そのものについてもご検討いただきたいんですけども、そういうことでございます。

その後、この井上先生がまとめてくださった、この経過報告のまとめのその後に各委員の方からいただきました検討経過報告、厚くとじたものがありますけれども、和泉先生から始まって、委員の先生方の報告書がありますが、これはこのようにとじられてくるということでございます。前回の会議ではまだ整理されていないような状態で、書式としてもばらばらでしたけれども、ある程度整理されたものとしてきょうはとじられております。

これがついた後、最後には資料集ということで資料をつけると。その資料をどういう資料にするかについては、先ほどの経過報告書というものの1枚めくったその目次のところに書いてあります第6項の から 、こういう形で入ってくるということでございます。

大体、大ざっぱに申し上げますと、こういうようなことです。ご意見をいただきたいということになっています。

【金平座長】 きょうはほかに、特別決定することはスケジュールがございますけれども、そのほかございませんので、きょうは目いっぱいこの内容について少し検証会議のメンバーで話し合いをしたいと思います。

もう1回申しますけれども、この4枚紙のほうのこれは、お手元に前もってお送りしてあると思いますけれども、ごらんになっていただいておりますでしょうか。牧野先生もありますか、前もってね。これだけは前もってお送りしてごらんいただいているかと思いません。本来ならば、これが本文みたいなものでございますので、ここのところは少し読んでもいいんですけども、お読みいただいているということで時間を省かせていただきますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、まず今年度の報告、目次のところにありますように、「はじめに」の言葉は別といたしまして、この1、2、3、4のところは4枚のものになりまして、その後に関

連の資料が入ってくるというスタイル、これで報告書にするということでございます。この関連資料をごらんいただきますとおわかりになりますように、私たちがやってまいりました、私たちの委員のリストから始まって、すべてこのところに、メンバーから、経過から、とにかく全部入っているんですけども、これもここまでやる必要があるかということもあるかもしれませんし、それから、きょうご指摘があったんですが、ダブリが出てくるんじゃないかということもご指摘がありました。後でもう1回ちゃんと見ますけれども、契約書の中に既に入っているようなことが、ばらされてここにそれぞれまた、資料のナンバーとして出てくるというのはいかがかというご意見もありましたけれども、これはもう少し後でよく見たいと思いますが、おおよそこういうスタイルでいくということについてはよろしゅうございますか。

それでは、この目次のところは、個々の項目は別として、こういうスタイルで報告書にしたいと思います。そうしますと、井上先生、検討会の委員長の報告書の案、これを少しごらんいただきたいと思います。これをお読みくださって、それではまず、ざっくばらんなところ、何かご意見ございませんでしょうか。

【光石委員】 この4枚物の1枚目の「1 検証のための組織体制の確立」と書いてある、その上の8行目からのところなんです。「このいわゆる酒井研究班は……」というくだりなんです、「厚生科学研究費補助金によるものであり、形式的には研究者の集合体にすぎないという緊急的・特例措置であった。ハンセン病問題の検証という公的性格をもち、委員にも強い自覚と責任が求められる事業遂行のためにはあくまで検証会議の設立が必要なわけである」とこの4行なんです、ここで言っていることは緊急的・特例措置であったものを今回検討会というのできたということの検討会の設立の説明にはなっていると思うんですが、検証会議の設立の必要の根拠にはなっていないような気がするんですけども、いかがなものでしょうか。

【金平座長】 なるほど。どうでしょうか。

【鮎京委員】 検証会議というものを設立するということは、厚生労働大臣が控訴断念の後、早くに言われたことであって、もともと研究班をつくるということをおられたわけではないんですね。だから、その準備段階で研究班がつけられましたけれども、そのことと、今、光石先生が言われたように検証会議の設立ということが、研究班ができて、それが不十分だから検証会議ができたというものではないので、今、光石先生が言われたように問題は別のものだというふうにとるべきではないかと思っております。

【金平座長】 というと、この表現は？

【鮎京委員】 「このいわゆる酒井研究班は」から「必要なわけである」というところはもうカットして、そしてただ経過として、なお、この間、酒井研究班というのがつくられて、検討課題についての検討をしたという経過もあると。

【金平座長】 いわゆるこれは経過の説明ですね。

【鮎京委員】 経過の説明という形で書かれるのが正確であって、検証会議が設立した原因が酒井班であるということではないということだと思います。

【光石委員】 もしこの4行を削除しちゃうと、その次に「このような経過で検証会議が発足したわけであるが」云々となっちゃっているから、検証会議というものの位置づけというものが、何とか要領、運営要領その他に書いてあるんですけども、地の文で書いていないのはちょっと……。

【鮎京委員】 もう少し書き込む？

【光石委員】 書き込むべきかなと思いますけどね。

【鮎京委員】 そうですね。その上のほうには……。

【光石委員】 「こうしてハンセン病問題検証会議、検討会が10月16日に発足した」という、そこがいいんでしょうかね。読む人にとって、この検証会議と検討会というのがどういうふうになっているんだろうというのはよくわからないかもしれないので、ここはやっぱり地の文でもうちょっと説明していただくと、なおいいかなという気がしますけれども。

【鮎京委員】 「こうしてハンセン病問題に関する検証会議及び検討会が発足した」というのは正確ではなくて、検証会議が発足したということだと思うんですね。検証会議の中に検討会というのを設けて、その研究部門を担当していただくということですから……。

【光石委員】 それで非常にわかりやすいと思うんです。

【鮎京委員】 検証会議及び検討会ではない、並立ではないということです。

【金平座長】 そうすると、これはもう一つ上のほうのところですね。

【鮎京委員】 はい。

【金平座長】 そこで、「こうして」というところですね。「こうしてハンセン病問題に関する検証会議が……」。

【鮎京委員】 発足したと。

【金平座長】 それでよろしいですか、そこは。

【鮎京委員】 はい。だから、もし「検討会」を言いたいのであれば、「なお、その中で検証会議のもとに研究部門を担当として検討会というものも設置された」というふう書いてもよろしいと思います、括弧書きで。

【神委員】 この書き方だと、同列だものね、検証会議と検討会はね。

【鮎京委員】 同列になっていますものね、それは運営要綱に反しますので。だから、「検証会議が発足した」でもよいと思うんですけどもね。

【金平座長】 そうですか。

そこ、藤野委員なんかどうですか。

【藤野委員】 つまり、この検証会議が立ち上がる前史があるわけですよ。そのあたりを井上さんは入れようとされて、苦しい表現をされていると思うんですけどね。そういうところは全部カットしていいのか、あるいはそこも書くのかということだと。その前史を書くと確かに非常にややこしい事情が出てきて書きづらくなって、こういうふうな表現しか書けないんじゃないか。つまり、もっと言うならば、なぜこんなに検証会議の立ち上げがおくれたかという問題ですよ。そこは去年の10月にできたというのは結果的にそうであって、もとは1年前にできているわけでしょう。それを1年間、厚労省と結託した一部の委員が妨害してきたわけですよ。そういう事実があるからこういうふうにおくれてしまって、しかも、検討会と検証会議の関係も何かすっきりしないようなものになったわけですよ。

そういう意味では、この報告書にどこまで書くかということなんですね。つまり、10月16日に発足したということからスタートするのか、それ以前に実は1年前にできておったのに、それが1回ぶち壊されてこれだけ混乱したという、そういう産みの苦しみを書くのかって、そこで多分、井上さん苦しくてこういう文章になったと思うんですよ。だから、ここはやはり、この検証会議というのを立ち上げたというのはすんなりいったわけじゃなくて、非常に多くの困難を乗り越えて立ち上げたわけなのであって、そういったことを踏まえるならば、至る過程も書くべきじゃないかと思うんですね。

【光石委員】 何か僕も前史をきちっと項目建てして書いていただいたほうがわかりやすいような気がしますけどね。

【藤野委員】 うん。ただ、前史全部書くと、いろいろと.....。

【光石委員】 いや、それはまあ、全部書くわけにいかないでしょうけれども、量はそんなに多くなくても、要約された文章が前史として、こうして発足したというまでにあっ

たほうがわかりやすいような気がしますけれども。

【藤野委員】 私は、これは井上先生からどうだと相談されて、一応、運営委員として前もって拝見したんですけれども、これぐらいしか書けないかなというか、苦しい文章だけれども、いろいろと前史を書いておられたので、私はこれを生かしていただきたいなと思っていますけれどもね。ただ、表現がわかりづらいところとかあれば、そこはもっと整合するべきだと思いますけれども、いきなり10月16日に発足したというところから始まるのではないと思うんですね。

【神委員】 1つの文章の書き方としては、検証会議が発足した、発足するに至る経過とか経緯とかいうものを別に行を変えて書いたほうがわかりやすいよね。今、藤野先生がおっしゃったことをどこかで表わしたい、私も気持ちの中で。なぜこんなに遅くなったのかという意味も込めてね。

【藤野委員】 坂口大臣が国会でこういうものを、検証会議を立ち上げますとおっしゃったのは2001年6月ですよ。7月から作業が始まって、私は8月から準備会にかかわっていたわけですよ。それが2001年8月から準備会が立ち上がってやっておったのがなぜこんなおくれたのか。これは報告書を書く上ではちゃんと書く義務があると思いますね。

【藤森委員】 よろしいですか。

【金平座長】 どうぞ。きょうはどんどんお願いいたします。

【藤森委員】 今のお話で少し見えてきたんですが、その前史のところでは先ほどのお話ですと、一部の委員と厚労省が結託し、障害があったという問題について、私は不勉強なのか寡聞なのか、よくわからないんです。我々にその説明をされたことが一度もない。それはできるだけ共有をしていただきたいと思うし、フェアな委員会であるということを私自身望んでいますし、皆さんもそうだと思います。そのところが報告書の文言の問題じゃなくて、すっぱ抜けたまま、なし崩しでどんどん動くということに対して、私は異議を申し上げたい。それはだれを責めているのでもない。もちろん私の不勉強があるわけですが、ただ、そのこのところについて、それぞれの方がそれぞれの側面からご存じなんだと思うんです、部分的にですね。藤野先生、もしご存知ならそのこのところ最初から、藤野先生からごらんになった経過について、まず私どもにも知らせていただけませんか。

【金平座長】 きょう、そのこのところをもし、その経過をここで共有するとおっしゃいました。実を言うと私も知らないわけですが、はっきり言って。ですから、それをやるなら、

またそれで時間をかけなくてはいけないんじゃないかなと思うんです。それ以外のことも……。

【藤森委員】 それを報告書に書こうということでしょう。

【金平座長】 そうですね。

【藤森委員】 であるとすれば、それはやっぱりみんなで共有したもののほうがよろしいんじゃないでしょうか。

【金平座長】 そうですね。

【光石委員】 だから、検証のための組織体制の確立、1として始めないで、1にはまず、そのところの産みの苦しみのところをまず1項目書いて、それから組織体制の確立というふうに入ったほうが、この前文みたいなところで書いてあると、私もこれを読んで、書いてあることの意味が、あ、こういうことを言おうとしているのか、ああいうことを言おうとしているのかって、ちょっとわかりにくかったんですね。だから、前文はもっと簡単でもいいんだけど、ちゃんと1項目で今の藤森委員がおっしゃったようなことをどなたかが原案をつくっていただいて、ここに載らせるべきだと私も思いますけれども。

【金平座長】 そうだとすると、どなたかがやっぱり……。

【藤森委員】 ご存じの範囲で共有させていただければ。

【金平座長】 ご存じの範囲で、ここで意見が出されて、それを知っていらっしゃる方がまとめていただかないと。

【藤森委員】 評価も難しいですね。

【金平座長】 きょうでというのはちょっと難しいように思いますね。

【藤森委員】 難しいですね。

【金平座長】 だから、時間とのこともありますから、藤森さんがおっしゃったことはよくわかりませんが、そこをどうクリアしたらいいでしょうか。

【藤野委員】 つまり、どなたの委員がどうのこうのって個人の問題よりも、なぜこれだけ立ちおくれたか。結局、坂口大臣の答弁を受けて、もう2001年の秋にはできたものが、その後一度つぶされて、それでようやく去年の10月ですね。このおくれについてはちゃんと事実関係を私たちは公表する義務があると思っていますね。ですから、だれがどうのこうのという個人じゃなくて、なぜおくれたかの事情については一言この前に、立ち上げの前史として、なぜおくれたかと説明した上で、去年の10月からスタートというふうに持っていくべきだと思うんです。

【金平座長】 それをもし原案を書いてくださって、それをもとにたたき台で討議するとして、だれが一番よろしいですか。鮎京さん、わかりますか。

【鮎京委員】 私か藤野先生か。

【金平座長】 どなたかにレクチャーしていただかないと。

【鮎京委員】 ごく簡単に大ざっぱなことを説明いたしますと、2001年5月の控訴断念の後、坂口大臣が検証会議を開きたい、持ちたいということをも自分で提起された。それから、統一交渉団と厚労省との間でも検証会議をやりたい、真相究明をやろうということをも合意した。その後、じゃあ、どのようにして検証会議を組織するかということになったときに、厚労省としては今年度、年度の途中からそういう組織を立ち上げるので、特別な予算が組んでいるわけではない。だから、とりあえず方便として酒井先生を班長とする研究班、厚生科学研究費を使った研究班というのを立ち上げて、その費用を使いながら事実上検証会議の立ち上げのための費用に充てていきたいと、このような知恵をだされたわけですね。

【金平座長】 それはだれが？

【鮎京委員】 厚労省のほうから。それは方便であって、そして、その次の年度はきちんと検証会議としての予算を立てますという話でした。実際にもう検証会議というのは、その年の秋から準備をしていくということで検証会議のメンバーはだれ、座長さんはだれというふうに一応合意ができて、そして検証会議の準備会という、正式な会議ではないけれども、顔見せ会のようなものを秋に開いたんですけれども、そのときにその議論を、その開いた感想としてメンバーが原告寄りであると。それで、このメンバーは仕切り直しをしたいということをも大臣が国会で言われて、一遍、2001年の秋に組織されたはずの検証会議のメンバーが振り出しに戻ったということになりました。そこからメンバーが、どういう人をメンバーにするかについて、統一交渉団なり弁護団と厚労省との間の議論がずっと、なかなか合意に達せずに議論をしていきました。

そうしているうちに、酒井研究班はその年度限りのものですので、研究報告書をその翌年の春に出されたと。本来は酒井研究班はそのまま検証会議というものに変身するというか、そのままの形で検証会議に移行するということが最初予定されていたんだけど、大臣がこのメンバーでは云々とか言われたりしたことがあったもので、結局は研究班という位置づけで終わったんです、最終的には。というような非常に複雑な流れがあります。ただ、酒井研究班の中では、そういう困難な中でも委員の先生方が検証会議では何を検討

するのが一番よいのかということの研究をしてくださって、報告書を2001年度の終わりに出してくださって、それが今度の検証会議の検討事項をつくるに当たって非常に参考になっているということがあります。

【金平座長】 それはちょっと書いてありますよね。

【藤森委員】 1つご質問よろしいですか。大変よく概要がわかりました。メンバーの人選が1つの大きな論点になったようですけれども、このメンバーを選定したのはだれですか。

【鮎京委員】 メンバーを選定したのは、統一交渉団及び弁護団と厚労省との話し合いです。

【藤森委員】 それに対して後になって厚労省が不同意という意見を言ったという趣旨ですか。

【鮎京委員】 はい。原告側の人間が多過ぎるとか言われたんですね。一度私たちは合意を見た上で準備会を発足して、準備会というか、ゼロ会と言ってられましたけれども、そのゼロ会で顔合わせまでしたのに、その後、このメンバーでは不服であると言われるのはおかしいということで随分議論いたしましたけれども、やはり振り出しに戻りたいということ厚労省及び大臣のほうで言われるものですから、もう一度やり直した。その準備会にはここにいらっしゃる方も、出ておられる方もあると思うからご記憶だろうとは思いますがね。それきりになりましたね、あの会はね。

【藤森委員】 それっきりですね。非常によくわからない不透明な形になりましたね。

【鮎京委員】 そうです。だから、ゼロ会を開いた後、放りっぱなしになってしまって、ゼロ会に参列、出席をされた委員の方たちは、そのままその後、この経過がどうなってしまったのかわからないままにつんば棧敷に置かれてしまって、今回、また検証会議を正式にもう一度立ち上げますというとき、お願いしますという話がまた出たということで、困惑されただろうと思います。その待てられる時間が、すごく時間がかかったということはあるけれども、それは人選についてあれこれと議論があったからです。

【藤森委員】 今回の検証会議の人選はどこで行われたんですか。

【鮎京委員】 検証会議の人選も厚労省と弁護団、統一交渉団でお話をしましたけれども、各組織に推薦をしていただくというやり方をとりました。だから、ハンセン病療養所の所長会に推薦をしていただくとか、マスコミだったら新聞社に推薦をしていただく。そういう形で、ある1つの組織、母体に対して推薦依頼をして、そして出してきた

くという形をしてあります。

【藤森委員】 それは厚生労働省も同意の上。

【鮎京委員】 厚生労働省のご発案で、私たちもそれで賛成しました。だから、私や光石委員は日弁連からの推薦ということで来ております。

【光石委員】 今のお話を伺っていると、産みの苦しみってやっぱり大事なことだと思うんですね。立派な子供を大きく育てなくちゃいけないんだけど、産みの苦しみがあつたということは、うわさとか、そういうことにしておかないほうがいいと思うんですね。私も例えば日弁連に対して説明を求められたときに、何でこんなにおくれたんだという質問があつたときにも困って、うわさ程度のことを言うわけにいかないと思って、そこをはしょってきているんですけども、オープンにしたほうがいいように私も思います。

【金平座長】 このことについては、神さんのほうはいかがですか。

【神委員】 私もかかわったり、かかわらなかつたりして断片的にしか記憶にないんですが、鮎京先生がおっしゃったことでまた随分思い出したこともあつたんですが、ここに至るプロセスというのは、私は非常に大事だと思うんですよ。政府側というか、厚労省側の大臣をはじめ、意向がチラリチラリと、衣の下のよろいではありませんけれども、判決に対する不満みたいなものが作業部会の中でも随所に出てきたんですよ。判決をひっくり返すんじゃないかというふうな雰囲気さえ感じられた作業部会もあつたりして、そういう背景がこのたびここに至るまでの経過の中で見え隠れしてきた。これは非常に大きな歴史の動きの1つなので、これがわけわからないまま隠れてしまう、いいかげんに通り過ぎていくというのは問題があるように思う。きちっと経過を何らかの形でここにあらわしたほうがいいのではないかなと思います。

【鈴木委員】 僕も委員の1人をやらせていただいておつたんですが、あのときのことを思い出すと、確かに鮎京先生のおっしゃるように、厚労省から原告側の人が多いから振り出しにという発言があつたかどうか僕らは知らないんですけども、あのときに覚えているのは、酒井先生たちはオープンにしない会にしたいと、そういうふうにおっしゃってスタートさせようとした。それに対して……。

【金平座長】 酒井先生？

【鈴木委員】 酒井先生があつたとき班長でしたよね。オープンにしないという形でやろうと思った。それが厚労省からの指導だったのかどうかは僕らはわかりませんが、その1つのことでもめてしまって、そこでオープンにするしないの、1人ずつ委員から意

見を聞きましようとなつて、そのときにもう既に報道のカメラが入っていて、そのことが一番最初のきっかけになつてこんがらがつていったのを覚えています。したがつて、今回は最初からこういうふうにオープンな形で、ですから、厚労省の原告側が多いからの意向というのは確かにそうかもしれないけれども、それよりも一番最初のところでもめた理由とすれば、オープンにするかしないかという、それで、正式にはそれがきっかけとなつて話が割れて滞つてしまつたと。実は私もいろいろ話をしている中でやっぱり、なかなか始まらないねという声は確かにいろいろ聞こえてきますので、それらをはっきりと、つまり、厚労省側の意向でとかというんじゃなくて、具体的にああでこうで、こうなつてこうなつたというようなことは示すべきだと思います。

【藤野委員】 私は一番渦中の当事者だったので、あまり自分のことを申し上げると、これは他の委員の方に迷惑をかけてしまうので言ひづらいんですけども、確かにきっかけとなつたのは今おっしゃつたように、最初にカメラが入つたことに合意がなかつたというボタンのかけ違ひがあつたのは事実なんです。しかし、それは口実であつて、その後、具体的に名前を挙げて、だれはおろせ、だれを外せということがあつたわけなんです。ですから、カメラが入つたことについて合意がなかつたということがきっかけではありましたが、結局はそれが本質ではなくて、それを突破口として具体的に名前を挙げて、だれを外せという議論になつてきたわけなんです。ですから、そういう意味では厚労省の意向が明らかに人事に反映してきて、原告に近い方たちを委員にしている限りは立ち上げないというのがはっきりしておつたんですね。

【鈴木委員】 それが事実だとすれば非常に大きな問題じゃないですかね。実際にだれを外せというのがほんとうにあつたとすれば、それを厚労省に確認した上で事実だとすれば、それはやっぱり問題にしなきゃいかんのではないですか。具体的にだれを外す、それはえらい大きな問題ですね。それで新たに委員を立ち上げてつて、そんな厚労省に都合のいいような、これまでおくれしてきたことの繰り返しじゃないですか。だから、それはほんとうに事実かどうかというのを我々としても確認する必要はあるんじゃないですか、うわさ話じゃなくて。

【金平座長】 当然、ここに書くとすればですね。

【鈴木委員】 もしそうだとすれば、やっぱりそこまで書く必要がありますよね。

【金平座長】 書くとすれば、個人の記憶だけでなく確認が必要だと思いますね。

【鈴木委員】 ええ。だれを外せ、だれを外せ、事実だとすれば大変なことですよ。

一度選んだ者に対して外せ、外せということを行っているとするばね。ただ、それはちゃんと確認する必要がありますけれども。

【光石委員】 鮎京委員がおそらく当初からずっと知っておられるという感じがするので、鮎京委員に一任して、まず原案をつくっていただくというのはどうでしょうかね。あと、私もうわさ程度しか……。

【鈴木委員】 オープンにするしないは別にして、やっぱりほんとうのことを知りたいですね、初めて聞く話ですし。

【鮎京委員】 じゃあ、私のほうで原案をつくって委員の方に。

【金平座長】 そうですか。それではこれはいいですか。

それでは、時間はないんですけれども、4月10日まで時間はまだありますから、あると言えば私はあると思うので、皆さんきょうの一致したご意見ですから、そうすると、このところにやはり、これが立ち上がる経過だけはきちっと残すということと、それから、その経過といっても、これからいろいろなお話やらが出るかもしれませんが、とりあえずは、私は、知っている方々に書いていただかなければいけないので、それを今、光石委員の提案の鮎京委員に一応原案をつくっていただくと。それから、それをもとにしてここの中にどういうふう書き込むか、整理して入れるか。入れるという方向ではよろしゅうございますね。

【藤森委員】 方向について賛成の1人です。その上で、大変失礼な言い方になるかもしれないけれども、できるだけ、客観的事実ということの模索というのは非常に難しいことですよね。鮎京先生に、ごらんになってきたのをぜひ教えていただいた上で、しかし、検討会には例えば酒井先生とか入っているわけですね。当事者が、その裏取りというふうなこと、あるいはさっき鈴木さんがおっしゃったような、もし厚労省の働きかけがあったのならば、それをきちんとすべきじゃないだろうか。つまり、その事実認定をやる、その第一歩なわけですね、フェアネスから言えば。それをどういうふうに4月10日という時間の中で担保できるのかという問題が1つあるようには思うのです。

【鮎京委員】 想像で物を言うようなことは書きません。きちんとした、はっきりしている客観的な事実を書いていけばおわかりになると思うので、あとは部分的に、ゼロ会からかかわっておられる方たちもいらっしゃるから、ごらんになると、そこで、ここはちょっと違うんじゃないかというご意見もいただけたらと思いますし、それは任せていただきたいと思います。言われることはよくわかります。1つの物事をこっこのほうから見て

いる人がいても、別のほうから見ている人は、同じ資料を持っているかということは保証できませんので、違うご意見の方たちもこのプロセスの判断についてあるかとは思いますが、けれども、できるだけ客観的な事実を書いていくというふうにします。

【藤野委員】 この問題については、いわば裏で動いていたわけですね、人事の駆け引きというのは。ですから、厚労省の公文書とか、正式なそういう文書として残っている事実はあまりないと思うんですね。つまり、非公式な形で取引があったわけです。ですから、裏付けるってかなり難しいと思うんですね。ある程度、言った言わないの世界になっちゃうと思う。ですから、今回の報告書に書くことは、さっき鮎京先生がおっしゃったように客観的な事実だけでお書きになって、多少、焦点がぼやけることがあるかもしれないけれども、やむを得ないと思うんですね。

【鈴木委員】 しかし、おくれた最大の理由は、確かに今おっしゃったとおり、万が一厚労省がメンバーをこれをやめてくれ、あれをかえてくれという理由だとすれば、これはすごいゆゆしき問題なわけであって、ただし、確かに僕らも薬害エイズをやってきてなかなか、そんなもの文書に残っているわけがありません。であるならば、逆にそれに対して厚労省はこう言っているというのをしっかり入れて、実はこうだった。しかし、これに対して厚労省はこう言っているという形で両論併記で構わないと思うけれども、それは残す意味があると思うんです。それに触れないで、ただおくれちゃった。たくさんの患者の皆さんが納得しない。

【藤野委員】 今のそこまでの事実関係、短い期間で、4月10日までに完成する文書の中でやり切るかどうかというのはあるんですね。ですから、このことはもちろん、今回の報告書には書くとしても、さらにこれから、これもやはり厚労省の、この間、国の責任、真相究明する課題かと思しますので、その中で解明していくということではいかがでしょうか。今回、時間的に4月10日というリミットが迫っているので、裏をとって云々とやっていくだけの時間があるかどうかちょっとあれなので、まあ、そういう意味では一応公のものに残っている中で鮎京先生お書きになるということで、今回はやむを得ないと思うんですけれどもね。ただ、こういうこともこれからの真相究明の課題としては、裁判後の国の責任がどうなのかという形で、どこかで解明していこうと思っております。まあ、まずは原案を上げていただかないと。

【金平座長】 では、重ねてやりませんが、ここにとにかく原案を出していただいて、知っていらっしゃる方もいらっしゃるけれども、私はやっぱり、これは我々の責任

において出すわけですが、お読みになる方が、ここから始まる方もあるわけですから、やはりわかりやすく、なぜこれが始まったのかというところからは、一応わかる範囲で書いておきたいとは思いますが、ただ、その書き方と内容のあれがどこまでこの短い時間でできるかということはありませんので、今、藤野先生がおっしゃったような、方法としてはいろいろと使うとして、でも、やはりこのメンバー、検証会議のメンバーで納得のいくところで今回は出すということにしましょう。入れるということについて、きょう確認をとれたことにします。検討会のメンバーもいらっしゃるけれども、何かありますか。

【松原検討会委員】 それで結構だと。

【金平座長】 いいですか。きょう、検討会委員は1人。

【松原検討会委員】 検討会の松原ですが、きょうはオブザーバーとして出席させていただいております。

私もここにある酒井班のころからのメンバーでございまして、ほんとうに一委員で何も事情を知らずに、途中で立ち消えになってしまうのではないかという不安の中に置かれたという、そういう者なので、詳しい経緯は知りません。ただ、例えば初年度の検討会がどうしてこのような短い期間での研究調査を強いられたのかという事情については、つまびらかにしていただきたい。そのような意味で、今、皆さんがご発案のように、ほぼ大体の明らかになっている限りの概要はぜひ書いていただきたいと思います。

それで、特に検討会はいろいろな立場の人が参加しておりまして、検証会議委員とはまた違う立場にありまして、この検証会議がどうしてこのような新たな仕切り直しで出てきたのか。その必然性についての認識をまだあまり共有できていないのではないかと思うのです。井上先生の先ほどの4行、こういったことも全く理解できないという方がかなり多いのではないかと思うんですね。

【金平座長】 酒井研究班の4行ですか。

【松原検討会委員】 「このいわゆる」という、先ほどここは削除したほうがいいんじゃないかと言われた。

【金平座長】 はい。

【松原検討会委員】 ですから、率直に言いまして、特に研究者の立場としましては、この検証事業における研究調査というのはかなり制約が多い。前回の合同会議でもありましたように、その発表の仕方、公表の仕方でもかなり規制というか、規定があるわけですね。それで、それについてある程度、どうしてそういうものが必要なのかといったことを

検討会の委員自身がきちんとしたコンセンサスを持っていないといけないのではないかと
思うのです。これは私、実態調査班の委員でもあるんですけども、その調査班での集め
られた資料、この検証事業が終わった後どうするかというようなことにもかかわってきま
すので、この検証事業の性格というのをきちんと踏まえた上で具体的に何をどこまで発表
できるのかというようなことについて、来年度でも結構ですので、検証会議で確認してい
ただきたいと思います。これは私の意見をつけ加えさせていただきます。

【金平座長】 これは今、研究班のほうで既に研究に入っていらっしゃる松原委員から
の話で、なるべく共有しておいたほうが良いということでもございましたけれども、いろい
ろな方に、今、調査班という形で調査が始まろうとしています。片方に研究者というお立
場があって、片方に検証会議との立場があって、この検証会議の研究者というのが今ちょ
っと松原さんのお話だと制約、規制があるとおっしゃいましたけれども、こういうふうな
ことについて今いろいろと議論が出ているということだけは申し上げておきます。

これについては、今、早急に、当然調査が始まる前にはっきりしなくてはいけないこと
がたくさんあるので、今整理しつつあります。

【鮎京委員】 準備会で整理してきちんと検証会議・検討会で議論をして、今、松原先
生のご指摘のあった規定の部分の解釈についても意思統一していきたいと思っています。

【金平座長】 それでは、今の部分は鮎京委員の文書を待ってということにいたします。

それから、ほかにございませんでしょうか。そこが入って、その位置づけというか、
おさまりがあいによっては、ここの「酒井研究班は……」というのは不必要になるかもし
れませんが、続かなくてはいけない、続かせていかなくちゃいけない。鮎京委員のところ
がまずできて、それでそれを前後という形で続かせていくという形に。いずれにしても、
この会議の始まる前、ある程度、まあ、これそのものも今後の検証の課題だよね。

【神委員】 と思いますね。

【光石委員】 そうかもしれない。

【神委員】 そう思います。

【金平座長】 しかし、とにかく4月10日までは、そこは深められなかったというふ
うなことで終わるのかもしれないけれども、問題提起だけは。

【鮎京委員】 まあ、最終報告書もありますので、それまでに。

【金平座長】 それでは、この次のところにいってよろしいでしょうか。光石先生、も
うこのところはいい？

【光石委員】 今のでいいと思います。

【金平座長】 いいですか。じゃあ、この次の段落のところの「検証のための組織体制の確立」、ここはある程度事実を淡々と書いてあるようなところですので、これで大体、特にご意見がなければ、このようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、これ、実を言うと、どこかな、検証会議の中に検討会のほうから どこだったかな、ごめんなさい。じゃあ、もう1回後で提案いたします。

それでは、1というところはよろしいですね。検証のための組織体制の確立は、これで一応……。

【光石委員】 今見ていたら、例の開示、公開についてのルールの整備とあって、資料とあるんですけども、これはおそらくこの間、検証会議で決定したあれをくっつけると。

【金平座長】 どれですか。

【光石委員】 この2枚目の検証作業の促進というところの ですか、これはおそらく資料 ……。

【金平座長】 資料 ですね。

【光石委員】 この間の検証会議での決定ルール。

【金平座長】 アクション。

【光石委員】 アクションを書くんだと思うんですけども。

【金平座長】 こちらの検証会議の、そうです。

【光石委員】 ただ、私、ちょっと心配なのは、結局、そういう形で厚労省のほうにスタートしていないだろうと思うんです、本日のこの時点でも。それで、実はこの間の席でも申し上げましたけれども、いろいろと頭書きに厚労省の側から出してきた文書の中で気になる文章があって、それはできればやめてほしいということを私は申し上げただけけれども、それ、今日、この時点でまだ解決を見ていなくて、これがまたズルズル、ズルズル続くことに対して、私、危機感があるんです。ですから、この資料 をくっつけるというのはいいんですけども、その資料 の頭書きまでちゃんとこれについていないと、この報告書が出る段階で一体どういう姿勢を厚労省がとってくれたのかということがわからないだろうと思うんですね。

【金平座長】 こちらのほうから、例えばはっきり言えば、3つのアクションを出したと。

【光石委員】 ええ。で、あれについてどうするんだということをですね。

【金平座長】 そして、それを送り状をつけて送ったと。

【光石委員】 はい。

【金平座長】 それについて厚労省のほうとしては、各療養所に協力依頼を出そうとしている。しかし、出す内容に規制があると。その姿勢に疑問ありということですね。

【光石委員】 ええ。ですから、例えばこのとおりやってくださいということを厚労省、頭書きに簡単に書いてくださるとしても、療養所長からいろいろな質問が来る。質問に対して厚労省はどう答えるんだということまで考えますと、結局、前回、厚労省の側が出してきたような文案がまた出てきて、私は前回申し上げたけれども、第1アクションでプライバシー云々のことを言うのは、それは物理的に見えてきた患者個人の名前とか、そういうものがプライバシーに抵触しないかということ、それは多少のことはあるかもしれないとは思いつつ、そこでプライバシーを云々することのメリットと、それから、そこで文書管理者としての療養所長が何らかの理由で隠してしまう、ないしは口頭説明でやれと言ってしまうということによるデメリットのことを考えると、これは真相究明の立場からすれば答えは明らかで、第1アクションに関してプライバシー云々を質問に対する回答で厚労省がやるという段になれば何の真相究明の作業はできない。

だから、そういう意味では、この経過報告書の中に資料 をくっつけるならば、その頭書き、しかも、頭書きの中でも、さっき私が申し上げたような第1アクションについてもいろいろとプライバシーだ、マスキングだ云々というようなことがあるとなると、私は実際の検討作業はできないということをして……。

【金平座長】 そうすると、この資料としてはそれでいいけれども、文書の中にこういう文章を出したけれども、まだ厚労省のほうでは、こちらに対する姿勢についてはまだ合意を見ていないとか、合意をする必要はないんだね。

【光石委員】 うん、合意はする必要はないんですけども、私はできるならば、それについてメンションしないで済むような頭書きであり、かつ、質問に対してもこう答えるんだということをちゃんとしてほしいんですが、そこを僕はあえて対立するという構図にはしたくないわけですけども、ただ、経過報告をする以上は、これはある時点での経過報告だから、そこはルール化がちゃんとできているとはいえないということで、事実と違うことを書くわけにはいかないという感じがするんですが。

【藤野委員】 まだこれは厚労省との間で合意できていないんでしょう、ルールについ

ては。

【光石委員】 ですから、私の理解しているところでは、検証会議はこれでやってくれといったにもかかわらず、やっぱり第1アクションについて物理的に目に入ってきたらどうするんだというようなことを言われて、私に言わせると、さっき言ったような理由で、その害はあまりにも大きいということを考えるから、もうそれは言わないんだという、保存資料の保存状況等の調査なんだということで厚労省に理解いただく以外にない。

【金平座長】 鮎京さん、どうでしょうか。

【鮎京委員】 だから、書けるのは、そういう状態であるということまでですよ。こちらのほうはこういうことで方針を決めてお出ししましたと。この実現に関しては厚労省のほうからこのような案が出されて、そしてこれについては合意は見えていない。

【光石委員】 そう書きますか。

【鮎京委員】 というふうを書くか、こちらとしてはここまで出しましたと。これでやっていただきたいということを望むというところで終わるかですね。今後はこれでやっていきたいと思うと。

【光石委員】 僕は何か、てにをはで文章でどうするというよりも、実際に検討会委員が、検討会の方が実際に療養所なんか行って、そこであつれきが起こるんだろうという気がするんですよ。そのことをむしろ心配するので、この経過報告書にどう書くかということももちろん大事なんだけど、これ、いつまでたっても同じような議論がずっと続いてきているので。

【神委員】 その問題は、例えば療養所の中で調査に行って、カルテの開示を求めてカルテを見る。実際にその本人のカルテだから、本人に対してこれを まあ、秘密は守るという大前提はあっても、プライバシーは侵さないんだという前提はあっても、その本人の同意を得るというところでちょっと引っかかるような感じはするんですよ。療養所の所長がここにいらっしゃるのでご意見を聞けばいいと思うんだけど、この問題、開示をしていいのかどうか。個人のプライバシーを掘り起こすことになるんじゃないかというところにすぐ逃げ込まれるというか。ただ、そのことについて入所者、調べられる側も非常に神経質になって、そのことが1つの壁になって、それが前面に出してしまうとほんとに知りたいものも知ることができない、検証もできないということになってしまいうんじゃないかという光石先生のご議論、私もよくわかりますし、やがてこの問題は私どもの組織の中にやってくるんじゃないかという感じがするんですね。

この4月14、15、16、沖縄でやる、全国から支部長が集まってやる支部長会議の中で、私はそういう問題も起こってくるんだと。そのことを扱うについて全療協としてそれは困るというふうに言った場合には、ほんとうの意味の検証がそこでストップする結果になるんじゃないか。それをどうするか。おれたちはそれを認めるという検証のほうを優先させて、認めるという方向でいくのかどうか。そこのところの議論が出てくるような気がするんですよね。だから、私はあくまでも検証会議の一員として徹底的に検証しなくてはならないという立場ですから、その角度から各療養所から出てくる入所者代表に対して話はしますけれども、果たして支部長の立場で、それはやむを得ない、やってもらおうというところまで踏み切れるかどうか。そうすると、その意向がすぐ所長連盟のほうに反映されていくんじゃないか。検証を実施するに当たっての壁になってしまうんじゃないかというふうにも思うんだけど、牧野先生……。

【光石委員】 神先生のおっしゃっているの、第3アクションはそうなんです。ただ、私がさっきから申し上げているのは第1アクションです。つまり、保存状況とか、それから、どんな種類のどんな資料があるのかと、その調査ですから、そこでプライバシー云々が持ち出されると、それは害のほうが大きいのことを申し上げているので、もちろん第3アクションとして開示請求ということになれば、それは当然、今のマスキングの問題とかいうのが出てくることはあります。ただ、第1アクションに関してだけは、それは言わないでほしいというのがさっき申し上げたことです。

【鮎京委員】 牧野先生の意見はどうなんでしょうかね。

【金平座長】 今、神委員からも出ていますけれども、牧野委員、療養所のほうから何かございますか。

【牧野委員】 私は大体、神さんの意見とよく似ていて、本人の了承が一番重要ですね、こういう場合は。というのは、私たち別にそれに関して、もし本人が開示を要求すれば、何も隠し立てというか、するあれは全然ないですね。そういうふうに、どこの療養所もなっているんじゃないかと思います。

【神委員】 光石先生がおっしゃったように、どこの施設にどういう 例えばカルテとか、その他、検証したい書類が保管されているか。そこのところの調査の段階でプライバシー云々という段階ではない。それは思います。

【光石委員】 そこのところをはっきりさせたいんです。つまり、第1アクションというのはそういうアクションですから、その段階でマスキングだ何だということになると、

それは害のほうが大きいのではないかと申し上げているので。

【神委員】 それはわかりますね。牧野先生、そこまでの段階であれば、どこの施設にどういうものがあると、その調査に対して答えるのについては個人のプライバシー云々というところの前段の話になるというふうに思うので、それは困ると言ったのではほんとの意味の検証にならんのじゃないかと思えますね。

【牧野委員】 そうですね。それはそうだと思いますね。私たちは別にそれを拒むようなものはないと思いますが。

【金平座長】 当事者の方がお話になっておりますけれども、きょう初めて、いわゆるマスコミの方たちもご参画いただいているので、もしこのところ……。

【鈴木委員】 前回、厚労省の方にこの件について光石先生が質問されたときに、原則として公開いたします。ただし、プライバシー等の問題もありますからというような返事だったと思うんですね。ただし、確かに何でもプライバシーだと言ってマーカーを引いてきたり、過去にも何回かありますから、したがって、我々検証会議はそんな形で要求する。もし万が一、プライバシーの関係でマーカー等入れる場合には、必ず厚労省の方がここに来て説明して、こういう理由で引きました、公開しますと。そういうふうな形で提出してもらおうと。つまり、その理由ですよ。それが納得いかない理由であればやっぱり、もう1回突き返してあれする必要はあるけれども、そういうふうな形で、本人がどうしても嫌だというのは、確かにそれは検証会議といえどもできない。

ただし、それがほんとうの理由じゃなくて、どうも厚労省が大量に線を引っ張ってくる可能性のほうがはっきり言ってありそうなおいがしますので、したがって、光石先生のおっしゃるように、もう1回、我々とすればお願いしているけれども、まだ結論は出ていないと。ただし、検証会議とすれば、あくまでもプライバシーを重視した上で求める。したがって、それはもし、プライバシーを重視して線を引っ張る場合には、必ず厚労省の事務局にここに来て説明してもらった上で、その資料について了解を得るみたいな、そんなことを求めていくみたいなのを確認し合って、それを報告書の中に入れていくみたいなわけにいかないでしょうか。

【光石委員】 だから、鈴木委員がおっしゃることも第3アクションとしては全くそのとおりなんですけど、第1アクションについては、それはやっぱりまずいのではないかとこのように私は信じているし、そここのところを厚労省が、第1アクションでも第3アクションと同じようにマスキングだ云々ということを考えておられるようなんですよ。それで結

局、今の段階、きょうの段階でまだ合意が得られていないというのは事実だと思うんです。だから、じゃあ、経過報告書の中でこうですということを書くことはもちろんやぶさかではないんですけども、私はできればそういうことは避けて、何とか厚労省のほうで検証会議の決めたことに対して最大限協力していただきたいと、こう思っている、願っているところなんです。

【鈴木委員】　　きっと4月10日に間に合わない。

【牧野委員】　　具体的な例を出しますと、例えば解剖承諾書つづりを見せると、こういう要求が来れば、それは私は出せると思うんですね。それは別にプライバシーの問題じゃないと思います、つづりであれば。

【光石委員】　　そういうものが例えば文書の題名とか、標目とか、そういうものがわかっていれば第3アクションでやればいいし、第3アクションですから、本人の同意、家族の同意というのがまず問題になる。

【牧野委員】　　だから、つづりの場合は、これはプライバシーじゃないというのが私たちの解釈ですね。それで出てきて、そのページごとに……。

【金平座長】　　光石先生がおっしゃっているのはまたちょっと違って。

【光石委員】　　だから、第1アクションというのは、そもそもどんな資料がどういうふうに保存されているかということがわからない。

【牧野委員】　　そうですね。だから、解剖承諾書があるかないか。

【金平座長】　　神委員もさっきから、患者の中にもいろいろな　自治会か。患者じゃなくて自治会の幹部の中にもいろいろな意見があるだろうとおっしゃったけれども、その第1と第3のアクションのところ、我々は整理しているから第1と第3が非常に明確なんだけれども……。

【神委員】　　何か解説がないとわからない。

【金平座長】　　わからない。

【光石委員】　　だから、保存状況がどうなっているか。図書館の開架式のあんなのに、そんなふうになっている資料だけじゃなくて、まあ、私も想像するんだけど、段ボールの中にバーンと積み重なっているようなファイルとか、紙とかあるだろうと。ですから、それを検討会委員が何か資料請求、第3アクションをやるときにも、こうこうこういう資料というふうにアイデンティファイしようもないような資料も結構たくさんあるんじゃないか。案外、そういう資料の中に重要な事実がある可能性があるわけですよ。

そうすると、その段階で、第1アクションというのはまさにどんな状況で、どんな標目のものがあるのというときに、中をパラパラ、どんなことが書いてあるのか見ますから、物理的に患者さん個人の名前が見えてきたりということはあるだろうと。そのことによる害と、私は、そういう理由でプライバシーが大事だからという理由で一切検討会の委員が行って見れないというような状況とどっちがどうなんだということを言ったら、はるかにそれは害のほうが大きいだろう。したがって、第1アクションに関する限りは、マスキング云々はこの際やめてほしいというのがこの検証会議の決定です。そのことについて厚労省が今でも異を唱えているというのが事実です。

【鮎京委員】 少し議論を正確にしたいんですが、厚労省が前回出してきた療養所あてのお手紙は、マスキングをする部分は中身の部分ではなくて、患者の名前の部分、患者の名前をマスクするという通知を出したいというふうに出ていたと思うんですね。その患者の名前をマスクするというやり方が、検証会議が資料を請求するに当たって、図書館でどんな本を借りようかなと思ってパラパラ見ますよね。そういう活動を阻害するということになるかどうかという議論だと思うんです、今の段階は。かなり厚労省にもいろいろなことをこちらで言って、厚労省も考えてきてはおられるとは思いますが、今の段階の厚労省の案は患者の名前をマスクするというふうな.....。

【光石委員】 いや、そうじゃなくて、そのままの形で閲覧することができない資料についても、マスキングした形での閲覧などにより資料の内容を口頭で十分説明すると。

【鮎京委員】 患者の名前をマスクするというのが前回出ましたね。

【光石委員】 ええ、そういうことを言っていますよ。だけれども、そういう患者個人情報と言っているのは、この場合は患者名とか住所等です。

【鮎京委員】 患者名と住所。

【光石委員】 「等」です。

【鮎京委員】 「等」が入っています？

【光石委員】 「等」は入っています。

【鮎京委員】 入っていない.....。

【光石委員】 のもあるんですか、私の持っているのは。

【鮎京委員】 この間出したのは、最終案、どんなでしたっけ。

【光石委員】 そうですね。まあ、それはバージョンが違うのかもしれませんが。

【金平座長】 そこは大事ですね。

【鮎京委員】 それは「等」が入ると困るという話は前からしてあると思いますが。

【光石委員】 私は、それは氏名と住所のみでしょうと、仮にマスキングするにしても。と言っているんですが、ただ、いずれにしても第1アクションでそういうふうに資料の内容を十分説明するという文書管理者の側の対応では、これは私はできないと。だから、それはやっぱり、検討会の委員が口頭でそういう説明を受けて、はい、そうですかということで保存状況等の調査ができるんだろうか。私はできないと思っているわけです。

【金平座長】 今、この前一番最後のあれがどんなふうなだったかちょっと意見が分かれていますので、もう1回、そのところを正確……。

【鮎京委員】 厚労省から来て……。

【金平座長】 じゃ、ここで、厚労省から説明してもらいましょうか。じゃ、姫野さん、お願いします。

【厚労省（姫野）】 患者のお名前と住所のほか、「等」というのを入れるかどうか、それは我々のほうでお名前と住所だけマスキングすれば十分ではないかと思っております。

【金平座長】 今、第1アクションの問題ね。

【厚労省（姫野）】 第1アクションのほうです。第1アクションのほうで、前回出させていただいた通知の案ということで、その中で、そのままの状態では見れないようなものについても書かせていただいた趣旨なんです。第1アクションの中で、患者の個人情報があるからといって、全く調査できませんということを申し上げると調査が進みませんので、そういった場合は、例えば患者個人の情報が入っている資料はすべてお見せできませんけれども、例えばこういうものがありますよという形で名前を消してお見せすることはあります。

【光石委員】 だから、お見せできないのがあるんでしょう。そこなんです。問題は、患者の個人情報が入っているから、これはお見せできないということで、調査に来た方に対しては、口頭で説明すると。

【厚労省（姫野）】 いえ、口頭でご説明いたしますけれども、そのときに、資料を隠しているのではないかということの懸念を払拭する必要があるというのを私どもも考えておりますので、こちらに入っているものはこういうものですよということを、実際に資料があることをお見せして、ご説明をしたいと思っております。

ただ、そういったことも幾つかありまして、資料の保存状況の調査という目的であるか

ら患者の個人名が見えても構わないというのもあるし……。

【光石委員】 私は構わないとは言っているつもりはないんだけど、物理的に見えてきても、それによる害よりも、そういうことで口頭で説明して、こういう資料がありますということで、閲覧もさせないというような状況が起こるとすれば、それは真相究明にとっては害が大きいんじゃないかということのをさっきから申し上げているんです。

【厚労省（姫野）】 閲覧が可能なような形に、例えば、手で隠すなり、紙を当てるなり、場合によってはマスキングするなりということで……。

【光石委員】 ですけども、閲覧させないということがあるんじゃないですか。だから、口頭で説明すると。

【厚労省（姫野）】 ですから、そこは十分に中身の説明を尽くすようにと。

【光石委員】 ですから、それは結局は管理者の1つの頭脳の中を通った情報しか検討会の委員には来ないということになるんです。

【厚労省（姫野）】 いえ、ですから、実際に中身に入っているものを、例えば、その場でコピーしていただいて、マスキングをしたものとして、例えば、こういうものが入っていますという説明をさせていただければ、内容がわかるわけです。

【金平座長】 それじゃ、こちらが全部お見せになるということですね。

【厚労省（姫野）】 ええ。基本的には、最終的に第3アクションをお見せする際にマスキングをして、すべての資料を公開しますと。ただし、今はまだそういう処理を施していないので、中身をすべてそのままお見せすることはできませんけれども、例えば、中身はこういうものがございましてということは十分説明すれば、わかるんじゃないか。

【光石委員】 それは結局膨大な作業になるわけです。個人名というのはたくさんありますから。そうすると、実際問題としては、保存状況の第1アクションのための調査に来ても、それは實際上、それだけでもって何時間も何時間もかかるような作業になるでしょう。

【厚労省（姫野）】 そこは逆に、保存状況の調査ということでございますので、すべてを見ていくという作業ではないので。

【光石委員】 標目とか。

【厚労省（姫野）】 そういう意味では、そんなに時間はかからないのではないかと。最低限の処理を施したもので中身を隠していただければ、あとはこれをコピーして提出していただくと。

【光石委員】 そうしたら、そこの第1アクションで閲覧と謄写はお認めになるんですか。

【厚労省(姫野)】 そこは可能ではないかと思えます。

【光石委員】 少なくとも、前回までに私どもにいただいたのにはそう書いていなかったんです。要するに、口頭で十分説明するというようなことになっていたんです。だから、それではちょっと足りませんよというのが私の考えです。

【厚労省(姫野)】 そこは閲覧、謄写というのは書かせていただくと思っています。ただ、それをした上で、例えば、目次のコピーとか、そういったものをお渡しするということは当然必要になってくるかと思えますし、そういったものがそもそもないような資料で、全くついていないような資料についても、例えば、この書類の束は中に何が入っているかということでコピーをさせていただいて、氏名、住所をマスキングした上で、こういうものが入っていますということをご説明するという趣旨で書かせていただいておりますので、個人名があるから、すべてお見せしないということではございません。

【鮎京委員】 患者個人を特定する情報というのは氏名、住所のみですか。

【厚労省(姫野)】 はい。

【光石委員】 じゃ、「等」はないんですね。

【厚労省(姫野)】 はい。

【光石委員】 じゃ、そこはそういうふうにはっきりしていただくということが大事なんだけど、あとは閲覧、謄写、これもはっきりいいわけですね。

【厚労省(姫野)】 閲覧、謄写といえますと……。

【光石委員】 つまり、氏名、住所はマスクした上で閲覧させるし、謄写もさせると。

【厚労省(姫野)】 それはもう、むしろ第3のほうに近くなってくるかと思えます。

【光石委員】 だけど、第1と第3を、この資料は開示請求するというのが第1アクションと一緒にあるかもしれませんわね。

【厚労省(姫野)】 それは現場で対応できるかと思えます。

【藤野委員】 私は十数年間、療養所を回って、資料調査をやっているわけです。療養所によっては、資料の保存状況がまるっきり違いますよね。今、姫野さんがおっしゃっているような、事前に全部チェックして、名前があるかどうかやっていったらば、それだけで1、2年かかりますよ。

つまり、我々が第1アクションを起こすときに、じゃ、前もって、患者個人の氏名があ

るかどうとか全部チェックされて、そういう作業をされたとしましたら、1年ぐらいかかります。

【厚労省（姫野）】 いろんなやり方があるかと思います。

【藤野委員】 いや、いろんなやり方って、資料ってそういうものです。あなたは資料調査をやったことないでしょう。私はプロなんです。それをやり出したら、文書の中を全部チェックして、個人名のチェックをやり出したら、それだけで大変な時間がかかるんです。もし、第1アクションでそれをやるとしたら、これは非現実的ですし、検証会議の時間の来年か再来年までというリミットに間に合わないんです。

【厚労省（姫野）】 第1アクションというのと、第3と全く分けて考えると、第1というのは、まさに保存状況、種類、標目の調査ですので、中の資料を読み込む作業ではないんです。

【藤野委員】 読み込むんじゃなくても、中を見なければ、その資料がどういうものかわからないわけです。背表紙にちゃんとタイトル、内容を書いてある、そんな丁寧な文書はなかなかないんです。中を開かなければ、このつづりは何のつづりかわからないわけです。だから、当然、第1アクションの段階で何があるかを確認するだけでも、当然、中身はどんなものが入っているか見なきゃいけないんです。

それから、タイトルと中身が違う場合があるんです。全然違うものが入っている場合があるんです。昭和5年起こしなんていう資料の中に、大正期のものが入っている場合もあるわけですから。そういう意味で、やっぱり中身を見なければ、第1アクションの意味がないんです。

【厚労省（姫野）】 中身を見ていただくということが必要なかと思いますが、必ずしもすべての資料に目を通すということではないかと思います。

【藤野委員】 それはばらばらやっていかざるを得ないんでしょうけれども、その段階でマスキングということになると膨大だと私が申し上げたのは、それは實際上、困難だと思うんです。

【厚労省（姫野）】 そこは個人情報への配慮の仕方というのもいろいろあるかと思います。マスキングをするのが一番確実な方法だと思いますけれども、名前が少ししか出ていないのであれば、お見せするときに隠す、そういう形でも十分対応できるかと思います。

【藤野委員】 我々はルールをもって、守秘義務を確認して、検証会議をやっているわけです。つまり、一般の謄写、閲覧とは違うわけです。そのときに、今おっしゃったよう

なことを一々やっていたら、ほんとに作業が進まないと思うんです。それから、今、患者さんの名前、住所とおっしゃったけれども、じゃ、行政側のお名前はどうなんですか。いろんな内部資料で、所長連盟の会議であるとか、あるいは、厚生省からの通達であるとか、厚生省の会議とかがありますね。そこには、今度は個人の、園長さんとか厚生省の担当者の名前が出てきますね。発言もしています。昭和30年代なんかの議論を見ると、随分ひどい発言もあるんです。そういうときの名前はなんですか。

【厚労省（姫野）】 それは個人情報に当たらないと思います。

【藤野委員】 それは構わないんですね。問題なのは、患者さん個人のことですね。それについては守秘義務が確認されているので、第1アクションからそれにこだわり出したらば、第1アクションそのものができなくなるんです。

【厚労省（姫野）】 そこは先生のおっしゃるとおり、作業が非常に長期にわたるところではあるんですが、まずスタートしてみて、どうしても膨大だということであれば、また考える必要があるかと思えますけれども。

【藤野委員】 我々が通常やっている調査というのは、自治体の調査とかをやりまして、行政資料とかの資料を一応全部見るんです。その上で、それをコピーするとか扱う場合は、行政担当者と話し合いをするわけです。だから、まずは何があるか。どういう資料がどこにあるかということを我々は確認しなければ、調査もできないわけです。第1アクションって、まさにその調査の準備段階です。そのときには、やはり、マスキングとは言わないで、やはりこれは全部見なきゃいけない。中身をチェックじゃなくて、どんな資料があるかを確認する以上、やっぱり、どういう文書が入っているかということは必要なんです。当然、名前が出てくるでしょう。それはもうやむを得ないと思います。そこまでマスキングだとか言われてしまったらば、その作業自身が大変なことになっちゃう。一々全部チェックしていったらば、1つのつづりを見るだけでも、一日かかっちゃいます。

【光石委員】 私、提案ですけれども、検証会議でも前回決めたわけです。あれに対して、このとおりやってくださいということを厚労省で書いていただいて、何か質疑がある場合に、その質疑応答についてのマニュアルを気にしておられるでしょう。こういう質問があったらどう答えようかとかということで。それは検証会議のほうでつくりましょうか。もし何なら、要するに、そのところを全国の療養所のいろんな質問に対して答えるのが大変だということをお考えになっているからこそ、そういうことをおっしゃっているでしょう。

【厚労省（姫野）】 そういった側面もございますし、あと、やはり、患者個人情報に配慮を尽くされているんだということを、我々としてもしっかり示したい。それが、今後の資料調査を円滑に進める上でも必要なんじゃないかと、そういう趣旨で、患者個人情報への配慮を。

【光石委員】 ですから、配慮はいいんですけれども、やっぱり、やり方によっては非常に害が大きいんです。害が大きいし、実務上、非常に時間がかかる。そこをどうしたらいいかということでさっきから議論していると思うんですけれども。

【厚労省（姫野）】 ですから、マスクングをしてということにこだわらないような形では各療養所のほうに通知をしています。

【光石委員】 そうすると、具体的にはどういうふうにするんですか。

【厚労省（姫野）】 ですから、具体的には、マスクングをするときもあるでしょうけれども、手で隠したり、紙を当てたりといったこともあります。

【光石委員】 そんなこと不可能でしょう。

【厚労省（姫野）】 中身をすべて読み込まれるわけではないという前提で考えておりますので。

【光石委員】 それは、やっぱり現場の文書の管理者が立ち会うことまでは私はいいと思っているんです。散逸しないようにという目的での立会はいいんですけども、それ以上、この内容はこうですとかいうようなことを口頭で説明したりとか、現場ではそういうことが入り込んでくるから。ですから、最大限このとおりやってくれと書くのが一番シンプルなんです。

【厚労省（姫野）】 おっしゃることはよくわかるんですけれども、そこは現場の管理者でそれぞれ個人のプライバシーの配慮をどこまで尽くすかということは、その場、その場での判断でもあるかと思っておりますので、ある程度の配慮はしていいということは……。

【光石委員】 それは、アクションプランをずっと見ていただければわかると思うんです。みんな、検証会議の責任において秘密を守るとか、そういうことを全部書いてあるわけです。だから、あれを読んでもなおかつ疑問がある方には、検証会議に質問していただいて、検証会議のほうから答えたいです。

【厚労省（姫野）】 そこは行政としても、やはり責任を果たすべきところがあるかと思っておりますので、ただ、検証会議の調査に支障がないように考えた上での通知というようなことです。そこはこちらのほうにお任せいただければ最大限努力するつもりでござ

ざいますので、お任せいただきまして、もしまた、先ほど藤野先生がおっしゃいましたような支障が生じるというようなことがあれば、またご相談させていただくことにしてはどうかと思っております。

【松原検討会委員】 検討会の委員のオブザーバーで松原です。

私も藤野先生には及びませんけれども、多少歴史、資料を扱っている者なんですが、第1アクションにおけるマスキングですとか、手で隠すとか、全く非現実的なご提案です。もしも、それを徹底しようとするれば、療養所の方に大変な負担をかけることになりまして、そういう意味でも、ちょっとあり得ないことだと思います。それで、資料を読み込まないとおっしゃいましたけれども、読まないとわからないんです。先ほど、私、検討会委員として研究者としての活動にこの検証会議はかなり規定といいますか、制約をかけられているという言い方をしましたけれども、それはまさに、そういった特別な立場で、非常に重要かつ貴重な資料を見せてもらうと。そのいわば代償なわけです。ですから、検討会議委員、検討会委員ということで、一般の方よりも非常に強い守秘義務というのが、その立場をとっているということで課せられているわけです。それにもかかわらず、第3アクションについては、さらにご本人の同意を得るとか、そういう手続をとるわけですね。それは当然のことだと思います。ただ、第1アクションに関しては、こういった検証事業の検証会議委員である、検討会委員である、守秘義務が課せられていて、非常に特別な使命を担っているという、そのことだけで今おっしゃったような配慮というのは特に必要としない。だから、場合によっては、守秘義務に関しての誓約書とか、そういうのを出しても私はいいいと思うんですけれども、そういう立場であるということです。第1アクションについては、先ほど来ご提案のような形ではなくて、自由に閲覧させていただきたい。そうでないと、現実に調査は無理だと思います。

【厚労省（姫野）】 松原先生のお話とこれまでの光石先生のお話と絡むんですけれども、第1アクションのイメージというのが、正直申しまして、私もなかなかつかみ切れなところがあるんですけれども、内容の同定だけなのでプライバシーの配慮は必要ないと、必要ないといいますが、それによって失われた害はそんなにないのだというお話がありましたけれども、どうしても中身を見ないと調査できないというお話もあつたりしますと、患者個人情報に何らかの形で配慮するんだということは、やはりどうしても必要なのかと。

【光石委員】 姫野さん、まず第一に、結局利害関係が対立しているんです。そこをまず十分考えていただかないと、姫野さんがそういうことをおっしゃればおっしゃるほど疑

われますよ。だから、私は李下に冠を正さずで、何でも見てくださいと。しかし、患者の個人情報は大変だから、あれを見るのにちゃんと守秘義務があるとか、そういうことを療養所に説明なされればいいんです。それをしないで、今のようなことをずっと言い続けると、結局何か隠したいんだなと。思ってもいないことを、姫野さんが考えてもいないようなことをみんなが思うんです。だから、私はそういうことは姫野さんたちにとっても避けたほうがいいのではないかと。そのためにこそ、これは公開ではなくて、開示だということを何度も申し上げているんです。

【厚労省（姫野）】 ですから、隠しているのではないということを十分ご説明するという方法の1つとして、例えば、患者個人情報があるものについても、しっかりそれをお見せして、患者個人情報のところだけは何らかの配慮をしてというようなことで対応できないかと考えておるところでございます。やはり、行政としてもしっかり配慮をしているということは、今後、患者のご理解を得ながら資料調査をしていっていただく上で、どうしても我々としても配慮を確認しておきたいと。

【光石委員】 氏名とか住所を手で隠すというのは、私は不可能だと思います。

【厚労省（姫野）】 いろいろやり方はあるかと思いますが。

【光石委員】 そんなことをおっしゃっていたら、それこそ時間がどれだけあっても足りない。だから、そんな非現実的なことをおっしゃらないで、第1アクションは検証会議の決議のとおりで協力してくださいと。こうおっしゃっていただくだけで十分なんですかね。あなたがプライバシー、プライバシー言えば言うほど、疑われますよ。

【厚労省（姫野）】 ですから、疑われるということもご指摘いただきましたので、そこは配慮しながらではありますけれども、必ず現物でしっかりとご説明を尽くさせていただくということを申し上げております。

【光石委員】 もし、実際的方法がなかったらどうされるんですか。療養所の方々もそんな実際的方法はありませんと言うんじゃないですか。

【厚労省（姫野）】 ですから、その中身……。

【光石委員】 そんな一々手でこんなことをやるなんて、人もそんなにいないでしょうし、不可能です。

【厚労省（姫野）】 第1アクションというのは中身をすべて見るということではない。

【光石委員】 それじゃないにしても、1、2枚の資料もあるでしょう。

【厚労省（姫野）】 だから、その中身は、例えば、どういうものが入っているかと

いう確認を1つ1つの資料についてやっていくということでございます。まず、そういう形で進めてみて、それでもどうしてもということであれば、またご相談させていただきたいと。

【光石委員】 だから、私が提案したいのは、まず検証会議の決定どおりやってくれと。それで、もし何か、A療養所、B療養所でこういう問題が出てきたというなら、そのたびに検証会議で議論しますよ。そういうふうにちょっと発想を転換していただければと思うんです。

【厚労省（姫野）】 私どもといたしましては、第1のアクションのところにつきましては、今まで行政でやっていなかった本邦初公開ということでございますので、行政官としての発想を完全に転換して対応しているところでございます。患者の個人情報というのに問題があったということがわかってから対応したのではだめなんではないだろうか。まずそこを配慮していった上で、それから実際の調査事業に支障がないようにできるかということを相談していただきたいというふうに思います。ですから、資料を隠すということはないということを十分説明させていただきたいと思いますが、一方で、患者の個人情報に十分な配慮をしているんだということも確認させていただきたいと思います。

【光石委員】 それは検証会議の決定の全文を読んでいただければわかるということもあなたとしては不十分だとおっしゃるんですか。

【厚労省（姫野）】 そこを改めて確認するというところでございます。

【光石委員】 そういうぐあいでは、私も、これはてにをはで何とかなるようなことではないような気がして、基本的なところでどうも考え方が食い違っているなという気がだんだんしてきましたので。

【三木委員】 三木ですが、厚労省としては、個人情報に配慮したという証拠を残すことが必要だというだけじゃないんですか。

【厚労省（姫野）】 確かに配慮しているという.....。

【三木委員】 例えば、調査に行った者に対しては守秘義務はかかっているわけだけども、さらに誓約書をとって万全を期したんだと。そのかわり、全部ノズルで出すというシステムをつくり上げるわけにいかないんでしょうか。さらに必要ならば、ここは神さんの側をお願いして、第1アクションについてはこの会議で進めていくことに対しては理解を示して、プライバシーへの配慮をさらに注文をつけながら、患者側としては、調査のためには幅広く開示することを了承しているんだというようなものを何か、この検証会議

への注文が何かの形で文章をとって、患者側も了解しているんだという手続を踏めば、厚労省としては……。

【神委員】　　そこまで神経質にならなくて済むかもしれんね。今、議論されていることは検証会議がその使命と役割を果たせるかどうかという問題なんです。だから、私、全療協の立場からいうと、調査に入る方々は国家公務員と同じ守秘義務を負っているわけで、絶対そういう秘密は守るといふ誓約書まで書いてもらっているんだという前提に立てば、細かいことは心配せんでも協力しようやというふうに私は持っていけるんじゃないかと思う、その1つで。だから、そんなことを言ったら、療養所の職員も全部見ようと思うたら、自由に見れるわけですから、それを国家公務員法によって守秘義務というのが守られているから、私たちは許しているわけなので、今回の調査に入る人たちも同じ立場に立つわけやから、実際に秘密を守るんだという誓約書まで書いてくれているんだという前提に立った場合、細かいこと言うな、相手を信用しないじゃないかと。それよりも検証するという役割のほうがずっと大きいじゃないかという話は、私としてはできますよ。細かいことは言わないと。

【三木委員】　　だから、実際に調査に行った方は、もう一度当該の療養所所長なり何なりに対して、もう1回誓約書を出したって、全部見せろといったほうが、こちらとしても実をとることができるんだろうし、厚労省もそれで納得できるんじゃないか。

【神委員】　　こういう話は自治会のところに来ると思う。厚労省からそういうペーパーを出したら、所長はまず自治会の顔色を聞くとか、意見を聞きに来ますよ。自治会は深い考えがなくて、それは困るといふような感じがするの。だから、そういうことを言わないために、私が支部長会議でそういうものじゃないんだと、こういうことなんだと。それを我々が了解しなければ、実際の検証はできないんだということを十分みんなが認識をすると。そこまで私は持っていかなくちゃいかんような気がするんです。だから、厚労省のあの方も、入所者側からいろいろクレームがつくんじゃないかということに非常に神経を使っているかに聞こえるんやけど、別の意図があるんかもしれんけどね。だから、そのところは自分たち入所者が理解をするんだという立場に立てば、あそこまで神経質になる必要はないんじゃないかと思う。それは所長連盟にも言えることで、所長さんがその問題をそのところでクリアすれば、私はごたごたは起きないような気がしますけど、牧野先生、どう？

【牧野委員】　　私も非常に微妙な立場にあって発言しにくいんですけども、神さんの

おっしゃるとおりで、厚労省に対して全療協が第1アクションに関してはプライバシー云々を言わないでいいというふうに言えば、厚労省もそれはおろすんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

【厚労省（姫野）】　そういう状況になれば、また変わってくるんじゃないかと思うんですけども。

【牧野委員】　だから、それをやれば一番簡単じゃないでしょうか。

【神委員】　今度の調査班の仕事に対して、全面的にうちは組織として協力しようというふうに支部長会議の議案書でも書いてあるんです。その問題のときに、今の問題をあわせて議論していかないと絵にかいたもちに終わるし、実際に作業できんじゃないかということになってしまうので、今のところは一番大事なポイントだと思う。だけど、それは私のほうから極力、みんな協力しようやと持っていくように一応リードはしたいと思います。

【金平座長】　それが来月早々ですね。

【厚労省（姫野）】　ご提案なんですけれども、やはり今年度中に何らかの情報開示についてのスタートを切る必要があるのかなと考えておりますので、自治会に対してご説明いただけるということでありましたら、個人情報に配慮するということを含めた形で、まずスタートを切らせていただいて、自治会のほうで総意のもとで協力をする体制が整いましたら、それを踏まえて改めて方向についてこちらから通知を出すというような形で進めていけばいかがかと思っておりますけれども。

【光石委員】　でも、検証会議は決定していますよ。ですから、自治会で議論していただくことは、私は大変大歓迎ですけれども、今、厚労省がそういうことを抜きにしてさっきからプライバシーをずっとおっしゃっているから、それはちょっと違うんじゃないかということをさっきから申し上げているんです。だから、もう決まったんです。

【金平座長】　まだここに出していませんけれども、今、調査班というところで、やっぱり調査にいらっしゃる方たちのいろいろな確認事項、そういうふうなものを今整理しています。これは松原委員がおっしゃるような、ある意味で代償かもしれないけれども、ある程度制約を受けるとおっしゃった、微妙なところになるんですが、調査員そのものがどうか、検証会議がやはりみずからきちんとプライバシーを守るということをどう担保しながら進むかということ、こちら側も考えていますから、だから、全療協のほうもそういうふうに組織を通してやっていただく。ここは微妙なところだけれども、やっぱり前に進むために、お互いに、それこそ我々がやるんだから大丈夫というだけじゃなくて、どう

大丈夫だということも今一生懸命示そうとしているわけですから、それがないとやはり全療協のご理解も、検証会議の委員だからというだけじゃなくて、それをさらに担保するように考えようとしているわけですので。

【厚労省（姫野）】 ですから、患者個人情報への配慮ということについてもいろいろな方法があるかと思うんです。その1つとしては、自治会のほうから協力をさせていただくということもその1つの方法かと思しますので、患者の個人情報に配慮するという大原則を書いたものを、まずは提案させていただく。その上で、その方法として1つ、例えば、自治会のほうでもご協力いただけるかどうか。そういったことも踏まえて、また来年度以降改めて、さらに前進できるかどうかということを検討して、組織ですので、私の一存でお答えできないところがございますけれども、そこはまたどういう方法があり得るのか、誓約書をとる方法で大丈夫なのかというふうな、そういったことも含めて改めて検討していくということで、患者個人情報に配慮するというので、まずスタートを切らせていただいて。

【光石委員】 いや、スタートはもう検証会議が決定した、それに協力してくださいというのがスタートじゃないんですか。あなたがおっしゃっているのを聞くと、それを一切無視しちゃって、厚労省の中でこれから検討しますと言っているだけです。それじゃ、結局一体我々は何のためにこの4カ月ぐらい、開示のルールを議論してきたか、私にはさっぱりむだだったんじゃないかとか、今は思えないです。だって、検証会議の決定について何もおっしゃらないじゃないですか。

【厚労省（姫野）】 検証会議の決定も……。

【光石委員】 じゃ、このとおり協力してくださいって、何で書かないんですか。

【厚労省（姫野）】 ですから、そこはやはり患者個人情報への配慮という基本のところがございますので。

【光石委員】 だから、それは個人情報のことはちゃんと決定を読めばわかるはずですよ。

【厚労省（姫野）】 ですから、第1のアクションのところで……。

【光石委員】 いや、あなたはさっきは非現実的なことをおっしゃっていた。手で隠せとか、そんなことできっこないということはおわかりじゃないですか。

【厚労省（姫野）】 私の発想が貧乏なものですから、そういう言葉しか出てきませんが、今、ご提案いただきましたいろいろな方法があるということも承知しましたので、そこはまた、やはり今すぐにそういった違う別の配慮が可能かどうかという結論が出

ない話ではないかと思しますので、配慮するということを含めて、今年度中に早急に、どういう配慮の方法があるかというのを、実際に調査の作業の進展状況を含めて考えながら、さらに改めて前進できないかということを検討していくということにさせていただいてはどうかと思います。

【金平座長】 それは私としては困るんです。だって、ここのところはさっき、厚労省もおっしゃったように、やっぱり、情報開示ということについてはこの第1年度にクリアしておかないと、ここを持ち越しては進めないんです。ですから、私たちとしては、光石委員がおっしゃっているように、一応1のアクションでもう出しておりますので、そこまではこういうふうにしたと書けますね。そこから先が今のお答えのままでは、私どもとしてはここは出してありますけれども、向こうからお答えがまだ来ていませんというか、合意に達していませんと書くかどうかというところで、合意に達していませんでは、私の言う開示だけは今年中というところがクリアできないわけなので、そこがどうしても困るんです。

この問題に大変時間をとってしまって申しわけありませんでしたけれども、最後にどういたしましょうか。これは預けられても困っちゃうんだけど、光石先生、いい知恵はないですか。

【光石委員】ほんとに私も知恵がなく、これ以上ないんですけれども、厚労省のどなたか決定権のある方が一度来ていただいて、その方と私はしゃべったほうがいいのかもしれないと思うくらいで、あなたはすごく善意でいろいろなことをおっしゃっているというのはよくわかるんです。だけれども、こういう調子ですつといくと、何も決まらないですつといくんじゃないですか。

【厚労省（姫野）】 きょう新しく個人情報への配慮の方法ということで自治会の合意……。

【光石委員】自治会の方は前から話が出ているじゃないですか、ああいうことをやるということは、それは私どもも当然のこととして考えているんです。だけれども、早くやらなきゃいけない第1アクションを何でそんなにプライバシー、プライバシーっておっしゃって、まだ決まらないまだ決まらないって。

【厚労省（姫野）】そこはやはり調査の重要性もさることながら、患者の個人情報ということにどうしても我々としては懸念がありましたので。

【金平座長】 はい。懸念があったということね。ありがとうございました。

そこで、私たちのほうがどう整理して書くかということですが、少なくともきょうお聞きになったような状況なので、我々は提出したというところまでは確実な事実なので……。

【鮎京委員】 来年度から充実を図っていきたいと。

【金平座長】 と書くかですね。

【鮎京委員】 そういうわけです、こちらは。

【神委員】 それを受けて全療研も協力しようということにならにゃいかんのよ。そこが大事なのよ。そこで引っかかっているわけ。

【金平座長】 もう1回、このところは、きょう、出ましたご意見で整理したものは必ず委員のところにお配りいたしますから、もう1回、その段階でご意見をいただけますか。チェックしていただけますか。ここは明らかに困るとか、きょう、これだけのご意見が出ましたので、これを踏まえて、もう1回、文書を回しましたときにチェックしてくださいませ。

では、光石委員、中途半端だけれども、これでいい？

【光石委員】 いや。もうこちら側で回す文書はないんです。要は、ですから、厚労省のほうで……。

【金平座長】 違う、違う。ここにどう書くか。

【光石委員】 でも、私はなるべくならば、こういうふうにして、まだ決まっていないとかって書きたくない。

【金平座長】 だから、それは私も言っているでしょう。とにかく私としてはそのところだけは、このところ……。

【光石委員】 今年度は決まらないでいいんですか。

【金平座長】 私たちはこっちの立場だと。

【光石委員】 決めなければ……。

【鮎京委員】 今後はこれの実現を図っていきたいと。

【光石委員】 まあ、それでよければ、私ももうこれ以上言いません。

【金平座長】 今、何となく鮎京委員と光石委員からの知恵は出ていますけれども、もっといい言葉があるかどうか、さらに時間のある限り、ここで詰めながらやっていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、時間は5時ですから、ほかのところは何かございませんでしょうか。あとは、検証会議の体制を確立していったこと、活動はこういうふうに行ったこと、これは繰り返

しになりますけれども、これは事実を書いたと考えていただいて、お認めいただけますでしょうか。

それから、検証会議の中に検討会からも加わっていただくということをどこかに書いてあるんですが、その中に、これを見ますと、井上検討会委員長が当然検討会を代表して検証会議に出席していただくということを私はどこかで発言したつもりだったんですが、記録を読んでみましたら、どうしてもそこが抜けているようでございますので、毎回、井上委員長には参加していただいておりますが、その前段のところでも私も言ったつもりという、そこをちょっと確認しないままに進めておりましたけれども、もう1回、きょうここで、井上委員長もこの検証会議の中に入って進めたということを一行加えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それ以外のところでは、たくさん関連の資料が入っておりますが、これでよろしいでしょうか。

それから、検討会の委員から出されております、もう一つの分厚いペーパーがございます。これは前回出されたものを、各委員の中でまとめ方についてもばらつきがあった。それを長さも含めて井上委員長のほうで少し調整をなさって、各委員がそれを了解の上で、ご自分でこういう形におまとめになったので、これを一応そのまま本文につけて、今回、第1回の2002年度の報告書の中につけたいと思っております。

これについて、何かご意見ございますか。特にご意見がなければ、きょう、お配りしたものが本文についていますので、したがって、厚労省に出すということは、一般的に公表することになりますので、ご意見ございましたら、ぜひおっしゃっていただきたいと思います。

【藤野委員】 一つだけ。私は検討会の委員でもありますので、この経過報告の各委員の報告書は、個人の意見として大変不満なんです。私は残念ながら、現時点ではこういうものしか出せないという現実もあるので、非常に不満ではあるが、やむを得ないという判断で、井上さんにもこれでいくしかありませんねと申し上げました。何が不満なのかというのは、実際にもう去年の10月からですから、もちろん十分な研究時間がなかった。これはやむを得ないことで、それが不満じゃありません。私の報告書だって、もちろんまだ中間報告にすぎません。そうではなくて、これを拝見すると、ほんとうになぜこの検証会議を立ち上げたのか。なぜ我々は研究するのか。そのことについての全く理解のない報告書が何通かあるわけです。つまり、たまたまハンセン病を研究したということだけでそれ

を並べておる報告書もあるのです。これは、やはり私は時間的な問題ではなくて、個々の検討会委員の方々の検証会議、検討会に参加した意義とか、我々の行うべき研究の責任というものに対してあまりにも意識が薄い方がいらっしゃる。

そういう意味で、この報告書は非常に寄せ集めになってしまいました。内容的な問題が、研究が不十分、それは4カ月しか時間がなかったのでやむを得ませんが、そうじゃなくて、検証会議や検討会に対する認識が非常に薄れているんじゃないか。そういう意味での不満を感じました。このことは、やはり検証会議としても来年度、検討会に対しきちんとなぜこれをやるのか、単なる個人の研究の寄せ集めじゃないんだということをもう一度、明示していただきたいと思っております。

ですから、ここで報告書を出しますと公表されます。そうしますと、皆、内容は途中経過であること、これは時間的なことで中間報告だということ、これはもう弁明しますけれども、そうではなくて、なぜこのような個人のたまたまハンセン病に関心があるからやったというようなことなのか。一体この検討会の共通認識はどこにあるのか、そういうご批判は出るのではないか。それについては、私は、弁明は一切せず、甘んじて批判を受けようと思っております。

そういう意味では、来年度の検討会においては、意義を踏まえた、熊本判決を踏まえた検討会であるということをしっかり自覚するような方向性を検証会議でも示していただきたい。そうしないと、また来年度も、今年よりは、1年間たつから内容はもっと研究は進むかもしれません。しかし、問題関心はばらばらな報告書になるんじゃないかと思っております。ですから、このことをひとつ皆様も検証会議のほうでもぜひ認識していただきたいと思っております。

【光石委員】 今のような点は検討会の中では相互にディスカッションはされたんですか。それともそういう機会はあまりないんですか。

【藤野委員】 いや。十分してきたはずですが。しかし、それがこの報告書を見ると、何人かの委員の方には全くご理解いただけなかったということでもあります。

【牧野委員】 やはり私も藤野委員と同じような感想を持ちました。随分これは改訂というか、前のバージョンから見ますと直っているのですが、少し安心までは言いませんが、これがほんとうに論文なのかというような感じの感情論で物事を書いているような文章があったんです。大分訂正されているので、それは少しありますけれども、そういうことをインターネットに載せるなんていうことはよくないんじゃないかと思えます。やはり検証を

なぜしているのか。検討会自身の品性が疑われるような感じの文章があると私は思っていました。

【金平座長】 それが、きょう、お配りしておりますから、ごらんになっていないかもしれませんけれども。

【牧野委員】 見ました。訂正されています。あれを傍聴に配っちゃったわけですから、ひとり歩きしちゃったんじゃないかという気がするんです。

【金平座長】 これについて何か、ございませんか。鈴木さん。これは検討会と申しますのは、あくまで検証会議の上下という言葉は適当じゃないけれども、連動した形で設置されているわけですから、あくまでもこれは表には検証会議という形でいろいろな評価を受けなくてはならないと思います。時間がなかったことはみんながわかっているんですが、そのエクスキューズがあるとしても、我々がきょうここにいる者が感じたことだけでもきちんと残しておければと思いますが、何かございますか。

【三木委員】 私は、こういう報告書はどういうものにしたらいいのかというのがわからないのであれだったんですが、藤野委員のお話を聞いて、全く同じように感じていたものですから、これを一般の人がごらんになったときに、収れんされていかないというか、どういう方向で、検証会議がこれからどういう調査を行ってまとめようとしているのかということについて、最終的な報告書ではつくのかなと思っていたんですが、これは、きょうのはまだ見ていません。前回のを読む限りだと、何を目指しているのか、私ら素人にはよくわからないところがあったので、その全体の方向性を示すようなものを、これからどういう調査を行うんだというような一つの、金平先生がお書きになるところにも出てくるのかもしれないんですが、そういったこれからの方向性みたいなものを一つ、解説していただかないと読む側はなかなかわかりにくいんじゃないかなという印象を持ちました。

【金平座長】 きょうは、それについては議論しないで、一応ご意見ということで勘弁してください。何かございますか。いいですか。

【鮎京委員】 きょう提出されたものについての意見は、私もいろいろな委員の方から言っていたいただいたものと同感でございます。来年度も研究が続けられているわけなので、充実したものにしていきたいということを強く感じます。その一つの提案なんですけど、マスコミの役割というのが検証会議の重大なテーマとしてあります。これについては、もちろん能登委員が取り組んでおられるんですけども、非常に大きいテーマなので、しかも検証会議にはマスコミから何人も委員の方が出ておられますから、検討会の委員ではない

けれども、マスコミの検証会議委員の方たちがチームを組んでいただいて、自己検証という作業に取り組んでいただくと、来年は非常に中身のある活動報告ができるんじゃないかと思うんです。だから、能登委員は文芸のほうの出版の方でいらっしゃいますので、そちらのほうもやっていただくということと同時に、どうぞごめいしょうか、マスコミの検証って。

【鈴木委員】 鮎京委員の話とつながるかどうかわからないんですが、ちょっと話がずれるかもわかりませんが、検証会議ということで、あくまでも真相究明がメインなんだけれども、例えばこの間、三木委員もお書きになったけれども、あるいは我々も行って見て、やっぱりいまだにいろいろな問題が起きている。つまり、いろいろな療養所がこれからもあります。いまだに、三木委員がお書きになっていたけれども、例えばせっかくいただいたお金について、親戚も取りに来ないような状況になっていたり、あるいはお風呂の問題なんかもそうですね。それから、逆に、ああいうことを踏まえて、今度は、栗生楽泉園でも今まさに起きている話が、12月にだんなさんが亡くなって、奥様はハンセン病じゃなかったこともあって、3月いっぱい出ていってくれと言われている。今、たくさんINGの問題が起きているわけです。

せっかく我々検証会議として、これからいろいろ回るわけです。回った中で、INGで起きていることが幾つか気がついてきているわけで、それらについて、ちょうど提案なんだけれども、この報告書の中の検証会議の活動の中に、せっかく全園回るわけだから、番でしょうか、2-(1)- ぐらいでしょうか、気がついたことについては即座に厚労省に対して改善等を求める。例えば実際、この間、確かに聞き取り調査の中でも出ていましたね。実際に、いまだにそんな電話が来たり、そんなことが目の当たりにあって、それでありながら、もちろん過去のことも大事なんだけれども、今も起きているということに対して、もうちょっと検証会議は前向きに厚労省に対して働きかけていくみたいな一文があってもいいのかなという気がします。

【藤森委員】 鮎京委員のご意見を見ますと、おっしゃるとおりだと思います。能登委員ご自身が、これを見ますと、例えば朝日新聞なんかについても、大分お勤めでいらっしゃるようなので、能登委員にまずご相談をしながら、手伝えるという言い方でいいのかわからないけれども、いうふうなところについては考えたいと思います。

【金平座長】 では、検討会のメンバーに加わるというのは、もう少し柔軟に。

【藤森委員】 もう少し話を聞いてから、彼女のご意向もあるでしょうから。

【金平座長】 ご提案として、1回検討してみるということできょうはよろしい？

【藤森委員】 そうします。

【鮎京委員】 個々の、新聞ごとにされるのか、新聞の方たちは何人もいられるので、新聞チームという形で……。

【金平座長】 一番いいけどね。

【鮎京委員】 研究されるのがすごくいいなと。

【金平座長】 そんなことは可能ですか。

【鮎京委員】 難しいですか、会社が違くと。

【藤森委員】 そんなことはないけれども、それぞれ、僕は暇ですが、皆さんお忙しいと思う。

【鮎京委員】 そちら辺のやり方は委員の方たちに案を出していただきたいなと思って。

【三木委員】 委員がおっしゃられたような注文が出てくるだろうなと思って参加させていただいておりますけれども、基本的には、いろいろ。

【金平座長】 私もINGの問題、今起こっている問題がほんとうにありますね。過去の話を検証しているつもりだったら、今なのね。これはほんとうにどこに行っても、今の問題として、私なんかも。私はあまり過去を知らないものだから、逆に。わかりました。ほかにございますか。

【牧野委員】 医療の問題もそうだけれども、気になってしょうがないんですけれども、どうしたらいいんでしょうか、それは。

【金平座長】 だから、今の検討会の、藤野委員がちょっと投げかけられたように、こういう検証の態度でいいのかという問題は、いろいろな今の検討会のメンバーに対してだけでなく、結局は我々検証会議のメンバーそのものになるけれども、ほんとうは一番最初にこういう問題をやればよかったんでしょうけれども、まずは、手続のところではいっばいで……。

【鮎京委員】 ようやく中身に入ることができたという段階みたいですね。

【金平座長】 ようやく中身に入ったって、ほんとう。

それでは、時間になりましたので、一応これを整理すべきところを少し整理してから、皆さんにお配りするというにいたしますが、ちょっとお諮りしたいことがあるんですが、もちろんこれを厚労省に成果物としてお届けするんですが、あと、私たちはここまで何をしたか、ここまでやったとか、ここまでしかできなかったとか、ご批判を含めて、こ

ちら側がみずから発表の場を持ったほうがいいのでしょうか。これは特に、いわゆるマスコミの方たちに伺いたいけれども、ただ厚労省に持っていったという形で、あとはこの検証会議……。

【鈴木委員】 よく厚生省クラブでは、中間報告なんかの場合は、概要みたいなのを厚労省の課長と担当の審議委員長か何かでレクするという形があります。前もってレクしてとかいうのもあります。

【鮎京委員】 これしかないものね、概要……。

【鈴木委員】 でも、いろんな新聞というか、そういうのが多いですね。まだ最終ではありませんのでみたいな形で。

【金平座長】 そんなに厚いものは出さないんですか、レクするとき。でも、それに対しであることは承知の上ですけれども、全部オープンにしてやってきたわけですし、今年はここまでしかなかったということを含めて出すように……。

【鮎京委員】 記者会見のような……。

【金平座長】 記者会見にするか、そのほうがいいのかどうか。国がなさるときですと、それを渡す場面をどうかこうとか、うちはそれがありませんから、それはなくていいと、私はもちろんいいですというか、だれがどういうふうに持っていか知らないけれども、持っていけばいいんですが、一般の国民の方に説明責任をどう果たすかということはあるかなと思っています。

【神委員】 ちょっとよろしいですか。今回のまとめが国民の目に触れることになると思うんだけど、これを見て、うん？ 検証会議をやって、これがそのまとめかと非常に疑問に思う。中身がもう一つよくわからん。何を検証したんだ、どういう問題があったんだという、そのところをきちんと国民にわかるような平易な文章で、概括的なものになるかもわからんけれども、そういうものってないんですね。個人の研究発表集みたいな感じがして。だから、そういう意味で、今年度は間に合いませんけれども、検証会議としてまとめたもの、基本的な見解とか、自己批判とか、総括とか、今後の問題に対して示唆を与えるものとか、そんなものを、卒業証書みたいなものを出す必要が、今後、来年度以降はそういうものを出さなくちゃいかんような感じが私はずっとしているんですけれども、今後の話です。

この段階はこれでいくしかないと思っています。みんな各療養所をお回りになって、検証会議委員の方々はいろいろなものをいっぱいお感じになっていると思うし、疑問に思っ

ているし、問題として抱え込んでいると思うので、そういうものが何らかの形で表面化しなければもったいないと私は思っています。

【松原検討会委員】 2点だけなのですが、1点はほんとうに、ミスタイプといいますが、この報告書の一番後ろに調査班のこの前の説明会で使ったレジユメがあるんですが、組織図の矢印がちょっとずれていますけれども、これは印刷のときの設定でこうなってしまったので、ちゃんとしたものが配られるはずです。

それから、もう1点ですが、やはり外の方から見ると、最終報告書のイメージもこういった経過報告書と同じようなものになるのかなと思ってしまわれるんじゃないかと思うんです。でも、これはあくまでも活動経過報告書でありまして、最終的な報告書は全く違ったものになるはずで、ここでは活動経過ですから、委員個人のどういうことをしたかという報告になっていますが、検討会が検証会議に提出する最終報告書は、おそらく全員の委員がきちんと内容を承認するような形で、検討課題に従って書き下ろされた、そういうものになるはずです。

これは、きょうはご欠席ですが、井上委員長とも、例えば調査班の報告書を今後どうするかというイメージを話すプロセスで出てきたことでもありますので、何かこれを発表する際に、これはあくまでも途中経過の活動報告書であって、最終報告書は全く違うものになるといいますか、きちんと検討課題に沿った形のものになるはずですので、そういった説明をどこかの場で、できれば報告書の中でしていただければと思うんですが、そのほうが誤解がないのではないかと思います。

【金平座長】 今のはご意見でよろしいですね。

【松原検討会委員】 はい。

【金平座長】 ほかに何かございませんか。

公開の方法というのは、先ほどから出ているような、これができたものをどこか厚労省の記者クラブか何かに出せばいいのね。

【松原検討会委員】 そうです。

【金平座長】 これはどうも、事務局、厚労省じゃないから、いかがでしょうか、事務局のほう。

【事務局（加納）】 ですから、検証会議の委員方がこの検討経過報告書を厚労省に出すだけではなくて、委員長がマスコミに説明したほうがいいという判断であれば、そのように段取りは準備させていただきますけれども、先ほど来出ていますように、お読みした

ところ、これはあくまでも現在の調査の経過を中間的に報告したものであって、内容的には、内容の一部分を提示したものでもないというものなので、果たしてその必要性があるのか、あるいはどうなのか、その必要性の判断は委員方に決めていただかないといけな
いと思うんです。

【鈴木委員】 厚労省の厚生科学研究の研究班の報告書は、確かに全部は公開していません。ただ、こういう報告書がまとまりましたというので投げるケースももちろんあることはあるんだけど、ただ、テーマがテーマだけに、少し概略版みたいなものをつくって、特にやっておいたほうが必要なのかなという気がします。

【金平座長】 何らかの形で。

【事務局（加納）】 先ほど来の個人の活動報告みたいなものがたくさんございますね。それで、私もお聞きしていたら、要するにいろんなまだ個人の活動、あるいは物の見方の報告にどどまっているということ……。

【金平座長】 個人の研究に対する方向性とか、まだ検証会議というレベルじゃなくて、まだ個人の段階のものもあるというお話です。

【事務局（加納）】 だから、それも、いわゆる検討経過報告の一部としてお出しになるということなのか、あるいはどうなのでしょう。特に先ほど来の議論を聞いていると、それも出すのかな、それともそれはまだ検証会議部内の、検討会で合意に至っていないものだから。

【金平座長】 検討会の委員長としては、出すとはっきりとおっしゃっています。

【事務局（加納）】 そうですか。

【金平座長】 そうですね。

では、ほかに何かご意見、ご注文。

【三木委員】 むしろ記者会見で、座長からきちんと方向性まで説明していただくとわかりやすいんじゃないかなという気がいたしますが。

【神委員】 そのほうがいいような気がするね。

【鮎京委員】 何かのけじめ、次の年度へまた抱負とか。詳しい中身の説明というよりか、心構え……。

【三木委員】 新聞的に言うとあまり大きい記事になるとは思えませんが、でも、ここまでやってきたこと、それから、だんだん方向性が見えてきて、こういうものを調査していこうということで動き出すんだということは、きちんとおっしゃっていただいたほうが

意味深いんじゃないかと思ったんです。

【金平座長】 じゃ、その重い役をだれがするかということも含めて、まず、準備会で。

【鮎京委員】 それは先生ですよ。

【金平座長】 それにしても、皆様の力がないとできませんから、今回の最後のまとめのところを準備会のメンバーでやりたいと思います。その上で財団のほうと話し合っ形を決めたいと思います。きょうはそれでよろしいでしょうか。

今後のスケジュールのことですが、資料は、15年度の療養所訪問日程、これで一応確定でございます。

【鮎京委員】 それにちょっとつけ足したいんですが、15年度は被害者の方からお話を聞くだけではなく、ほかの方からも聞いていきたいという方向が確認されたと思います。その一つとして、4月は、沖縄愛楽園では沖縄タイムズの記者にお話を聞くとなっています。

それから、多摩全生園の9月の記述は東京なので、ここでどなたか行政の方に来ていただいたり、あるいはマスコミの方でもいいんですが、どなたかを考えたいと思っています。準備会では、まだ具体的にどなたと考えていないので、皆さんから、こういう方はどうだというご提案をいただいたらいいんじゃないかと思っております。

6月の邑久光明園では、例の胎児標本がホルマリン漬けて保存されております。それも検証していきたいという形に準備会では合意しているところでございます。

【牧野委員】 準備会で見つけたんですか、胎児標本。

【鮎京委員】 胎児、あれはどうしても一度見ないことには、その上で。後がありますものね、供養とか何やらありますので、そのためにも、まず。

【牧野委員】 あっちの自治会が反対したらどうなるんですか。

【鮎京委員】 自治会が反対します？

【牧野委員】 ええ。これが非常に問題ですね。自治会は絶対に……。

【神委員】 お回りをしてもいっぱいあるよね。

【鮎京委員】 ありますね、どこでも。

【神委員】 全生園なんかいっぱいあるよ。

【牧野委員】 全生園もあるの？

【神委員】 あるよ。ひた隠しに隠しているだけで。

【牧野委員】 どの療養所にもはないですよ。

【神委員】 大島にはない。

【鮎京委員】 大島にはなかったです。

【神委員】 愛生はない。光明園と多分、全生園だけ。

【金平座長】 ここを選んだのは。

【鮎京委員】 その対応があるものですから、ああいう形で胎児の赤ちゃんが保存されているという状態はとてもかわいそうな状態ではある。それを供養して……。

【金平座長】 いろいろな園をやる前に、邑久のほうでやるというのは。

【鮎京委員】 だから、まず邑久でやりたい。邑久であるということははっきりしています。裁判の過程でも、裁判所が検証しています。牧野委員のほうでもちゃんと保存してくださっております。だから、ここは確実にあります。

では、今後は準備会を東京で開くときに、なるべくほかの委員の方たちも東京ですので、来ていただいて、新しい新聞社チームのこととか、ほかの行政の人の話を聞くこととか、活動が広がっていきますから、できるだけよろしくお願いします。

【金平座長】 その新聞のほうのアクションが、アイデアを出していただかないと。起これば、大変みんなは助かります。

【藤森委員】 まず能登委員に聞いてみないと失礼ですから。僕が電話をします。

【金平座長】 よろしくお願いいたします。

それでは、きょうはこれで終わりますか。

【藤野委員】 スケジュールで。さっき言ったように、検討会の問題意識が薄れているということを申し上げたので、来年度、もうこのようにできてしまったので、いかんともしがたいのですけれども、提案したい。一つは、どこの園を訪問するかは別に優先順位がないと思いますが、私はなぜ菊池恵楓園を優先しなかったのかということが疑問なんです。菊池恵楓園というよりも熊本なんです。あそこには、本妙寺という戦前の無らい県運動の象徴的な事件がありました。それから、戦後は藤本事件というハンセン病にかかわる冤罪事件が起こった土地です。さらに竜田寮事件というハンセン病患者の子供たちが大変な差別を受けた事件もあった土地でもある。そして、また、菊池恵楓園には、まさに厚い壁が残っております。そして、また、熊本判決があった場でもあります。熊本に行けば、ほんとうにハンセン病の歴史を体験できる場なんです。どうして菊池に来ないのかということは、菊池の入園者の方々からも声が起こっております。来年度は、順番がこう決まってしまったので、ここに菊池恵楓園が割り込むことは無理かもしれませんが、私はやはり検討

会、検証会議の皆さんがこの問題の大きさを体験するためにも、菊池恵楓園を中心とした熊本を訪れて、ハンセン病の歴史を体験していただきたいと思っております。

第2に、5月11日、ハンセン病の熊本地裁判決2周年です。私はこの弁護団じゃありませんので、今年は2周年記念のどういう行事があるかわかりませんが、おそらく熊本で2周年の行事があると思います。やはりこれも原告の方々の間から、どうして検証会議は来ないのかというご意見もあるんです。5月11日、熊本で開かれるであろうと思われませんが、この2周年記念の行事に、できれば検証会議の皆さんが参加されて、熊本判決を重く受けとめて検証会議をやるんだということを多くの方々の前で意思表示していただきたい。全員が無理ならば座長だけでもぜひ出席されて、検証会議の責任を多くの原告の方々の前で表明していただきたいと思っております。これは私の個人的な希望というよりも、九州の、西日本の原告の方々のご意向でもあると思います。スケジュールはなかなか厳しいと思いますけれども、こういったことも来年度、可能な限り考えていただければと思っております。

【鮎京委員】 ちょっと説明していいですか。星塚敬愛園を11月に入れましたのは、平成16年度も療養所を回るんですが、あと、奄美と宮古南静園がありまして、沖縄が平成16年度に2つ入るんです。星塚を16年度に回してしまうと、16年度は沖縄、鹿児島あたりをずっと行くようなことになるものですから、地域的に偏るかなと思ひまして、星塚という鹿児島は15年度に行くという形で入れたというだけです。菊池は非常に大事なので、16年度の目玉にしたいともちろん思っております。ただ、順番として遅いじゃないかと言われるかもしれないけれども。

【藤野委員】 16年度というのは、いわばこれは検証会議の締め年ですね。むしろ来年度、平成15年度が検証会議も検討会も勝負だと思うんです。そのときに菊池をぜひ見てもらいたいと私は思っているんです。だから、これは、順番は、どこが重大、大事というわけではありませんけれども、菊池というか、熊本に行くことの意味を検証会議でももう少し受けとめてもらいたいと思っております。

【鮎京委員】 なかなか鹿児島と沖縄のほうに地域が偏っているものですから。

【金平座長】 もうこれは先方と……。

【鮎京委員】 星塚のほうは、まだ打診していると私は聞いていませんが、邑久のほうは、委員は聞いておられますか。

【牧野委員】 聞いています。

【鮎京委員】 邑久あたりではないかと思います。だから、星塚の敬愛園を変更しようと思えばできないことはないのかもわかりません。私はそこら辺が園との話でどうなっているのか、よくわかりません。

【金平座長】 それはもう少し、ここで皆さんと相談するというよりは、もう少し……。

【鮎京委員】 ちょっと地域的なバランスとかがあるものですから、費用の問題とかありまして、沖縄のほうに行くとなすごくお金がかかるものですから、平成15年度はお金がほんとうになくて、ない中でやるということになると不本意なスケジュールにならざるを得ない。それをご理解ください。

【藤野委員】 あと、5月の訴訟の判決2周年記念に検証会議でも可能な限り行ったらどうかという提案はどうでしょう。やっぱり難しいですか。

【牧野委員】 熊本でほんとうにやるの？

【藤野委員】 それはやると思います。

【鮎京委員】 やると言っておられます、本妙寺で。

【藤野委員】 やっぱり原告の方々から見ると、検証会議は何をやっているんだというかなりおしかりの言葉を受けるんです。やはり熊本判決を受けてつくったのに、熊本判決に全然関係なくやっているんじゃないかというご批判も出てくれば、この報告書なんかを見ると、そういうご意見がまた出ると思うんです。そういう意味でも、熊本判決を重く受けとめてやるんだという一つの意思表示というのは示していただきたいと私は思うんです。予算の関係上、全員でというのは無理ならば、座長が行くなり、あるいは行けなければ、せめて座長からのメッセージを送るなり、何かの形でそういう意思表示をしていただきたいと思っております。これは原告の方々期待しているということに対して、我々もこたえていく義務があると思うんです。私は個人的には可能な限りかかわっていますけれども、私はやはり一委員ですので、全員で検証会議としてこうだという意思表示をぜひ示していただきたいと思っています。

【金平座長】 おっしゃることはよくわかります。私が行けるかどうかということをごここで答えできませんけれども。

【鮎京委員】 もし行かないんだったら、メッセージを代理の委員に託していただいで。

【金平座長】 そのほうがいいということだったら、どなたか、この分だと、少なくとも委員はいらっしゃるでしょう。

- 【藤野委員】 代理を出しますでも、何でも……。
- 【鮎京委員】 私は行きますけれども、ほかの委員の方も行かれると思いますから。
- 【藤野委員】 できれば座長ご本人がぜひ。
- 【鮎京委員】 何人も行く人はいます。全療研はみんな行くしね。
- 【金平座長】 どなたも仕切り直せる。これでいいですか。
- 【鮎京委員】 はい。
- 【金平座長】 では、どうもありがとうございました。

了